

令和元年定例会
産業生活常任委員会
年間白書

令和 2 年 4 月
四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2～P 23
3. 委員長報告等	P 24～P 91
4. 所管事務調査報告書	P 92～P 158
5. 行政視察報告書	P 159～P 180
6. 議会報告会の概要	P 181～P 189
7. 高校生議会意見書	P 190～P 193

1. 委員会の構成

委員長 三木 隆

副委員長 太田 紀子

委員 小川 政人

笹井 絹予

中川 雅晶

早川 新平

日置 記平

橋口 龍馬

2. 委員会開催状況

産業生活常任委員会 事項書

令和元年 5 月 16 日(木)

第 3 委員会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 管内視察について (案)

6 月 5 日(水)

4. 行政視察について (案)

① 7 月 23 日(火) ~ 25 日(木)

② 7 月 29 日(月) ~ 31 日(水)

産業生活常任委員会／予算常任委員会産業生活分科会／協議会 審査順序

令和元年6月24日（月）
10:00～第3委員会室

商工農水部

《予算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第4号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第1項 農業費

…補正予算書P.18

2. 農業センター再整備事業について

《産業生活常任委員会協議会》

3. プレミアム付商品券事業について

市民文化部

《予算常任委員会産業生活分科会》

4. 議案第4号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費中関係部分

〔第17目 コミュニティ活動費〕

…補正予算書P.16

《産業生活常任委員会》

5. 議案第12号 町及び字の区域の変更について

…議案書P.73

《産業生活常任委員会所管事務調査》

6. 四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について

《産業生活常任委員会協議会》

7. (仮称) 四日市市犯罪被害者等支援条例について

8. (仮称) 四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例について

《産業生活常任委員会》

9. 四日市北警察署跡地整備事業の進捗状況について（報告）

10. 地域活動費（地区市民センター館長権限予算）事業について（報告）

その他

11. 6月定例月議会での所管事務調査について（委員からの提案があった場合）

12. 議会の政策サイクルの構築について

13. 休会中の所管事務調査について

①調査項目の決定

②日程案

8月5日（月）午前10時～・午後2時～

8月6日（火）午後2時～

8月8日（木）午前10時～

8月9日（金）午後2時～

14. 6月定例月議会の議会報告会について

日 時：7月12日（金）午後6：30～8：30

会 場：ララスクエア4階イベントスペース

シティ・ミーティング議題：未定

15. 8月定例月議会の議会報告会について

日程案：10月11日（金）午後6：30～8：45

会 場：南部ブロック西（四郷、桜、内部、小山田、川島、水沢）

16. 行政視察について

17. ナイター競輪観察について（確認）

集合日時：8月20日（火）午後5時30分

集合場所：四日市競輪場来賓席（1階）

※配付資料・・・事項書、資料

＜会議用システム内のフォルダ＞

03_6月定例月議会-06_産業生活常任委員会

産業生活常任委員会事項書

令和元年8月8日（木）10：00～

（産業生活常任委員会所管事務調査）

1. 北勢地方卸売市場について

2. 本市の産業動向について

（その他）

3. ナイター競輪観察について（確認）

集合日時：8月20日（火）午後5時30分

集合場所：四日市競輪場来賓席（1階）

産業生活常任委員会事項書

令和元年8月9日（金）13：30～

（産業生活常任委員会所管事務調査）

1. 第三次中期経営計画の進捗状況、医療事故等への対応について

（その他）

2. 6月定例月議会 議会報告会市民意見のまとめについて

3. 行政視察について

日程案 1月28日（火）～30日（木）

4. 所管事務調査項目の追加について

産業生活常任委員会事項書

令和元年9月5日（木）
第3委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

決算・予算常任委員会産業生活分科会／産業生活常任委員会
審査順序

令和元年9月11日（水）10:00～

○**市立四日市病院**

《決算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第21号 平成30年度市立四日市病院事業決算認定について

…決算書(市立四日市病院) P1～

《産業生活常任委員会》

2. 示談事案における賠償金の支出について（報告）

○**市民文化部**

【市民生活課、市民協働安全課、文化振興課所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

3. 議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（関係部分）	…決算書 P142～、主要施策実績報告書 P40～
第4目 文書広報費（関係部分）	…決算書 P146～、主要施策実績報告書 P45～
第10目 地区市民センター費	…決算書 P150～、主要施策実績報告書 P53～
第11目 国際化推進費（関係部分）	…決算書 P152～、主要施策実績報告書 P54～
第13目 計量消費経済費	…決算書 P154～、主要施策実績報告書 P57～
第17目 コミュニティ活動費	…決算書 P158～、主要施策実績報告書 P62～
第18目 市民活動費	…決算書 P158～、主要施策実績報告書 P63～
第19目 文化振興費	…決算書 P158～、主要施策実績報告書 P64～
第20目 生涯学習振興費	…決算書 P160～、主要施策実績報告書 P67～
第23目 諸費（関係部分）	…決算書 P162～、主要施策実績報告書 P73～

第10款 教育費

第5項 社会教育費

[第3目 公民館費（関係部分） …決算書 P252～、主要施策実績報告書 P215～]

《予算常任委員会産業生活分科会》

4. 議案第23号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

[第18目 市民活動費

…補正予算書 P20～]

《産業生活常任委員会》

5. 議案第30号 四日市市犯罪被害者等支援条例の制定について …議案書 P39～

『産業生活常任委員会所管事務調査』

6. 客引き行為等の防止に関する条例について

『産業生活常任委員会』

7. 請願第6号 「地域指定」を伴う客引き行為等禁止に関する条例改正・強化を
求めることについて

『産業生活常任委員会協議会』

8. (仮称) 四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例について

『産業生活常任委員会』

9. 外国人受入環境整備交付金について (報告)

10. 市設置防犯カメラ事業について (報告)

11. 市民協働促進条例の検証について (報告)

【男女共同参画課、市民課、あさけプラザ所管部分】

『決算常任委員会産業生活分科会』

12. 議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第12目 あさけプラザ費

…決算書 P152～、主要施策実績報告書 P55～

第16目 男女共同参画費

…決算書 P156～、主要施策実績報告書 P60～

第3項 戸籍住民基本台帳費

…決算書 P166～、主要施策実績報告書 P77～

『予算常任委員会産業生活分科会』

13. 議案第23号 令和元年度四日市市一般会計補正予算 (第4号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第3項 戸籍住民基本台帳費

…補正予算書 P20～

『産業生活常任委員会』

14. 議案第31号 四日市市印鑑条例の一部改正について

…議案書 P43～

○商工農水部

【商工課所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

15. 議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第5款 労働費

第1項 労働諸費

…決算書 P202～、主要施策実績報告書 P139～

第7款 商工費

第1項 商工費

〔第1目 商工総務費

…決算書 P212～、主要施策実績報告書 P148～

〔第2目 商工業振興費

…決算書 P212～、主要施策実績報告書 P148～

〕

《予算常任委員会産業生活分科会》

16. 議案第23号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第7款 商工費

第1項 商工費

〔第2目 商工業振興費 …補正予算書 P22～〕

《産業生活常任委員会協議会》

17. 工場立地法緑地面積率の緩和と敷地外緑地制度の創設について

18. 企業立地奨励金、民間研究所立地奨励金の改正について

【農水振興課、農業委員会所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

19. 議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第6款 農林水産業費

第1項 農業費

…決算書 P202～、主要施策実績報告書 P140～

第2項 畜産業費

…決算書 P206～、主要施策実績報告書 P144～

第3項 農地費（関係部分）

…決算書 P208～、主要施策実績報告書 P145～

第4項 水産業費

…決算書 P210～、主要施策実績報告書 P146～

第11款 災害復旧費

第2項 農林水産施設災害復旧費 …決算書 P254～、主要施策実績報告書 P222～

○食肉センター食肉市場特別会計

…決算書 P301～、主要施策実績報告書 P248～

【けいりん事業課所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

20. 議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○競輪事業特別会計

…決算書 P259～、主要施策実績報告書 P225～

○その他

21. 8月定例月議会での所管事務調査について（委員からの提案があった場合）

22. 休会中所管事務調査について

日程案：10月28日（月）午前10時

23. 8月定例月議会 議会報告会について

日程：令和元年10月11日（金）午後6：30～8：45

会場：内部地区市民センター 本館1階会議室

シティ・ミーティングのテーマ：未定

24. 11月定例月議会 議会報告会の日程について

日程案：令和2年1月8日（水）午後6：30～8：45

25. 行政視察について

日程：令和2年1月28日（火）～30日（木）

視察先：①福井県鯖江市「女性が輝く「めがねのまちさばえ」について」

※他団体との合同視察となる可能性あり。

②富山県富山市「富山市公設地方卸売市場再整備構想について」

③富山県高岡市「産業振興について」

④石川県金沢市「地域コミュニティの活性化について」

＜会議用システム内のフォルダ＞

05_8月定例月議会-06_産業生活常任委員会

予算常任委員会産業生活分科会
審査順序

令和元年10月4日（金）本会議休憩中

○商工農水部

《予算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第47号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第13款 災害復旧費

第2項 農林水産施設災害復旧費 …補正予算書(2) P7

＜会議用システム内のフォルダ＞

05_8月定例月議会-06_産業生活常任委員会

産業生活常任委員会事項書

令和元年10月28日（月）10：00～

○市民文化部

『産業生活常任委員会所管事務調査』

1. 客引き行為等の防止について

○市立四日市病院

『産業生活常任委員会』

2. 四日市税務署の税務調査に対する対応について（報告）

3. 示談事案における賠償金の支出について（報告）

○その他

4. 8月定例月議会 議会報告会市民意見のまとめについて

5. 行政視察について（確認）

日 程：令和2年1月28日（火）～30日（木）

視察先：①福井県鯖江市「女性が輝く「めがねのまちさばえ」について」

②富山県富山市「富山市公設地方卸売市場再整備構想について」

③富山県高岡市「産業振興について」

④石川県金沢市「地域コミュニティの活性化について」

予算常任委員会産業生活分科会／産業生活常任委員会 審査順序

令和元年12月9日（月）10:00～

○市立四日市病院

《予算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第61号 令和元年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算 …補正予算書P133～

○商工農水部

【農水振興課、農業委員会所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

2. 議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第1項 農業費

〔第1目 農業委員会費

…補正予算書P34～〕

第3項農地費

〔第2目土地改良費

…補正予算書P36～〕

第4項水産業費

〔第3目 漁港管理費

…補正予算書P36～〕

第2条 繰越明許費（関係部分）

…補正予算書P10

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

…補正予算書P12, P56

3. 議案第56号 令和元年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）
…補正予算書P67～

《産業生活常任委員会》

4. 議案第75号 四日市市ふれあい牧場の指定管理者の指定について …議案書P59

《予算常任委員会産業生活分科会》

5. 農業センター再整備事業について（報告）

《産業生活常任委員会協議会》

6. 農業委員の選任について

【商工課所管部分】

《産業生活常任委員会》

7. 議案第69号 四日市市企業立地促進条例の一部改正について …議案書P39～

8. 「（仮称）四日市市工場立地法市準則条例（案）の骨子」にかかるパブリックコメントの結果について（報告）

9. キオクシア株式会社四日市工場における新工場の立地について（報告）

○**市民文化部**

《予算常任委員会産業生活分科会》

10. 議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分） …補正予算書P11～, P55～

《産業生活常任委員会》

11. 議案第67号 四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例の制定について

…議案書P31～

12. 議案第73号 町及び字の区域の変更について

…議案書P53

《産業生活常任委員会所管事務調査》

13. 四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について

《産業生活常任委員会協議会》

14. 三浜文化会館の指定管理について

15. 地域活動費（館長権限予算）について

《産業生活常任委員会》

16. 四日市北警察署跡地整備事業の進捗状況について（報告）

○**その他**

《産業生活常任委員会所管事務調査》

17. 令和元年度第1回及び第2回人権施策推進懇話会並びに令和元年度第1回同和行政推進審議会について

《産業生活常任委員会》

18. 11月定例月議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

19. 休会中の所管事務調査について

日程案：1月 17 日（金）午前 10 時～・午後 1 時 30 分～

1月 20 日（月）午前 10 時～（本会議、議員説明会：午後 1 時～）

1月 27 日（月）午前 10 時～（議員研修会：午後 1 時 30 分～）

20. 11月定例月議会 議会報告会について

日程：令和2年1月8日（水）午後 6 時 30 分～8 時 45 分

会場：大矢知地区市民センター 2階大会議室

シティ・ミーティングのテーマ：未定

21. 2月定例月議会の議会報告会について

日程：令和2年3月30日（月）午後 6 時 30 分～8 時 45 分

22. 行政視察について

日程：令和2年1月28日（火）～30日（木）

視察先：①福井県鯖江市「女性が輝く「めがねのまちさばえ」について」

②富山県富山市「富山市公設地方卸売市場再整備構想について」

③富山県高岡市「産業振興について」

④石川県金沢市「地域コミュニティの活性化について」

23. 次年度の管内視察及び意見交換会について

＜会議用システム内のフォルダ＞

07_11月定例月議会-06_産業生活常任委員会

産業生活常任委員会事項書

令和2年1月17日（金）10：00～

（産業生活常任委員会所管事務調査）

1. 産業の創出・活性化について

（その他）

2. 11月定例月議会 議会報告会市民意見のまとめについて

※配付資料・・・事項書

＜会議用システム内のフォルダ＞

○事項書、所管事務調査資料等

08_休会中(12～2月)-06_産業生活常任委員会

産業生活常任委員会事項書

令和2年2月21日（金）

第3委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

予算常任委員会産業生活分科会 産業生活常任委員会
審査順序

令和2年3月2日（月）10:00～

○商工農水部

《産業生活常任委員会》

1. 請願第8号 工場緑地面積率の緩和に反対し、四日市公害裁判の判決に基づき、住宅と工場の間に、安全・安心のできる大幅な緑地帯をつくることを求めることについて

○市民文化部

【市民生活課、市民協働安全課、文化振興課所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

2. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（関係部分）	…一般会計予算書 P84～
第4目 文書広報費（関係部分）	…一般会計予算書 P88～
第10目 地区市民センター費	…一般会計予算書 P96～
第11目 国際化推進費（関係部分）	…一般会計予算書 P98～
第13目 計量消費経済費	…一般会計予算書 P100～
第17目 コミュニティ活動費	…一般会計予算書 P106～
第18目 市民活動費	…一般会計予算書 P106～
第19目 文化振興費	…一般会計予算書 P108～
第20目 生涯学習振興費	…一般会計予算書 P108～
第23目 諸費（関係部分）	…一般会計予算書 P112～

第10款 教育費

第5項 社会教育費

〔第3目 公民館費（関係部分） …一般会計予算書 P244～〕

第2条 債務負担行為（関係部分）

…一般会計予算書 P15～

3. 議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第10目 地区市民センター費	…補正予算書 P30～
第17目 コミュニティ活動費	…補正予算書 P30～
第18目 市民活動費	…補正予算書 P30～

《産業生活常任委員会》

4. 議案第102号 四日市市三浜文化会館条例の一部改正について …議案書 P31～

【男女共同参画課、市民課、あさけプラザ所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

5. 議案第 82 号 令和 2 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

〔第 12 目 あさけプラザ費	…一般会計予算書 P98～
〔第 16 目 男女共同参画費	…一般会計予算書 P104～

〔第 3 項 戸籍住民基本台帳費

…一般会計予算書 P116～

第 2 条 債務負担行為（関係部分）

…一般会計予算書 P15～

6. 議案第 125 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第 7 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

〔第 12 目 あさけプラザ費 …補正予算書 P30～〕

〔第 3 項 戸籍住民基本台帳費 …補正予算書 P32～〕

第 2 条 繰越明許費の補正（関係部分）

…補正予算書 P11

《産業生活常任委員会》

7. 議案第 101 号 四日市市印鑑条例の一部改正について …議案書 P29～

○市立四日市病院

《予算常任委員会産業生活分科会》

8. 議案第 92 号 令和 2 年度市立四日市病院事業会計予算 …企業会計予算書 P43～

《産業生活常任委員会》

9. 示談事案における賠償金の支出について（報告）

○商工農水部

【けいりん事業課所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

10. 議案第 83 号 令和 2 年度四日市市競輪事業特別会計予算 …特別会計予算書 P5～

11. 議案第 126 号 令和元年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）

…補正予算書 P63～

【商工課所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

12. 議案第 82 号 令和 2 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出第 5 款 労働費

〔第 1 項 労働諸費 …一般会計予算書 P172～〕

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

〔第 1 目 商工総務費 …一般会計予算書 P186～〕

〔第 2 目 商工業振興費 …一般会計予算書 P186～〕

第 2 条 債務負担行為（関係部分）

…一般会計予算書 P15

13. 議案第 125 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第 7 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

〔第 2 目 商工業振興費 …補正予算書 P44～〕

第 2 条 繰越明許費の補正（関係部分） …補正予算書 P11

《産業生活常任委員会》

14. 議案第 108 号 四日市市工場立地法市準則条例の制定について …議案書 P105～

15. 議案第 121 号 土地の処分について …議案書 P153～

【農水振興課、農業委員会所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

16. 議案第 82 号 令和 2 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費 …一般会計予算書 P174～

第 2 項 畜産業費 …一般会計予算書 P180～

第 3 項 農地費（関係部分） …一般会計予算書 P182～

第 4 項 水産業費 …一般会計予算書 P184～

第 2 条 債務負担行為（関係部分） …一般会計予算書 P15～

17. 議案第 85 号 令和 2 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算

…特別会計予算書 P73～

18. 議案第 125 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第 7 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費 …補正予算書 P42～

第 2 項 畜産業費 …補正予算書 P42～

第 3 項 農地費（関係部分） …補正予算書 P44～

第 4 項 水産業費 …補正予算書 P44～

第 2 条 繰越明許費の補正（関係部分） …補正予算書 P11～

19. 議案第 128 号 令和元年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算（第 2 号）

…補正予算書 P97～

20. 議案第 132 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 6 款 農林水産業費

第 4 項 水産業費 …補正予算書(2) P18～

《産業生活常任委員会》

21. 議案第 109 号 四日市市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の一部改正について

…議案書 P107～

22. 議案第 110 号 四日市市食肉地方卸売市場業務条例の一部改正について …議案書 P109～

23. 議案第 136 号から議案第 154 号まで 農業委員会委員の任命について
…議案書（2月28日上程分）P13～

○その他

《産業生活常任委員会所管事務調査》

24. 令和元年度第2回同和行政推進審議会及び令和元年度第3回人権施策推進懇話会について

25. 2月定例月議会での所管事務調査について（委員からの提案があった場合）

《産業生活常任委員会》

26. 2月定例月議会 議会報告会の中止について

日程：令和2年3月30日（月）午後6時30分～8時45分

会場：保々地区市民センター2階大会議室

27. 6月定例月議会 議会報告会について

日程：令和2年7月8日（水）午後6時30分～8時30分

会場：総合会館7階第1研修室

28. 休会中の所管事務調査について

29. 令和元年度産業生活常任委員会年間白書について

30. 4常任委員会報告会について

日程：令和2年4月23日（木）午後1時

31. 所管事務調査の継続について

テーマ：地方卸売市場について（商工農水部）

産業の創出・活性化について（商工農水部）

客引き行為等の防止について（市民文化部）

市立四日市病院 次期中期経営計画について（市立四日市病院）

＜会議用システム内のフォルダ＞

10_2月定例月議会-06_産業生活常任委員会

3. 委員長報告等

産業生活常任委員会委員長報告(令和元年6月定例月議会)

産業生活常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第12号 町及び字の区域の変更につきましては、三重県が新たな下水道施設用地として公有水面を埋め立て、竣工認可されたことに伴い、新たに生じた土地を確認するとともに、町及び字の区域の変更をしようとするものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第12号 町及び字の区域の変更につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてでありますが、四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和元年6月定例月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第4号 令和元年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

【商工農水部・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

《歳出 第6款農林水産業費 第1項農業費》

担い手確保・経営強化支援事業費

Q. 配分予定額の通知がくるまでの流れを確認したい。

A. まず、四日市市が地元農家から要望を受け付け、対象の要件を満たすものは三重県を通じて国に要望している。その後、国による採択が行われ、三重県を通じて配分予定の通知がくることになっている。

Q. 市内の農家でローテーションを組んで、順番に申請させることはないのか。

A. 国が設ける要件を満たし、計画が作成できる内容であれば、それらをまとめて要望している。

Q. 今年に採択された農家も、来年に申請できるのか。

A. 申請は可能だが、別の成果目標に基づく計画を作成し、申請する必要がある。

【市民文化部・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費中関係部分第17目コミュニティ活動費》

コミュニティ助成事業補助金

Q. 1件の応募で1件の採択となった自治体があったと聞き及んでいるが、どういった基準で採択されているのか。四日市市は応募が多いために、採択が少なく見えるということか。

A. 四日市市の採択件数は平成27、28年度が3件、平成29、30、31年度が2件となっている。三重県全体では平成31年度の申請が140件、採択が38件、採択が一番多い自治体は伊賀市で4件となっている。毎年の傾向として、三重県全体では140件前後の申請があり、四日市市は3件ないし2件が採択されている状況である。

Q. 自治体ごとに均等配分されているという理解でよいか。

A. そのように理解している。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

産業生活常任委員会委員長報告(令和元年8月定例月議会)

産業生活常任委員会に付託されました関係議案についてまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第30号 四日市市犯罪被害者等支援条例の制定については、犯罪被害者等が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、市、市民及び事業者、関係機関等が連携し、犯罪被害者等に寄り添った支援施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定を行おうとするものであり、委員からは、本条例は本市が担うべき内容を網羅していると考えるが、今後、検証や見直しを行っていく予定はあるのかとの質疑があり、理事者からは、先進自治体である明石市は、同条例を平成23年に制定後、2回の見直しを行っている。本市としても、より市民に寄り添った支援ができるような形を今後も検討したいとの答弁がありました。

これを受け委員からは、本条例は、誰が犯罪被害者の立場になったとしても支援を受けられる、いわば保険のような条例であることが、市民に理解されるよう啓発してほしいとの意見がありました。

議案第31号 四日市市印鑑条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました2議案につ

きましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の所管事務についてであります
が、客引き行為等の防止に関する条例について、調査を
実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたし
ます。

産業生活常任委員会委員長報告（令和元年8月定例月議会）

【請願（審査の経過と結果）】

産業生活常任委員会に付託されました請願第6号「地域指定」を伴う客引き行為等禁止に関する条例改正・強化を求めることについて、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

請願第6号につきましては、請願者から請願趣旨説明の申し出がありました。これに対し、当委員会では、9月5日に委員会を開催し、審査にあたり、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

請願第6号「地域指定」を伴う客引き行為等禁止に関する条例改正・強化を求めることについて、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

四日市市客引き行為等の防止に関する条例の制定を期に、俗に黒服、カラスと言われるような威圧的な風貌で客引き行為を行う者の数は減少したものの、カジュアルな服装で条例対象外の居酒屋やカラオケの呼び込みを行う者の数は増加する状況にある。特定の店舗に向かう客を無理やり連れて行くような客引き行為も見受けられ、真面目に営業している店舗にとっては、切実な問題になっている。また、客引き行為の背景には、反社会的勢力とのつながりがある場合も多い。

街の環境悪化、強引な客引き行為、反社会的勢力の関与を抑制し、健全で安心安全な街を作っていくために、客引き行為の規制強化を要望することでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、三重県の迷惑防止条例の積極的な運用によって、取り締まりを強化する形であっても、請願事項に沿うものなのかとの質疑があり、請願者からは、取り締まりの強化が可能なのであれば、請願事項に沿うものであるとの説明がありました。

また、他の委員からは、請願事項において、名古屋市の「客引き等禁止」条例を例示しているが、どのように評価しているのかとの質疑があり、請願者からは、名古屋市は地域指定で業種を問わず罰則付きで取り締まっているが、過料さえ払えばよいと開き直る者もおり、根絶には至っていないようであるとの説明がありました。

これに対して、委員からは、過料ではなく、刑事罰である科料の方が望ましいということかとの質疑があり、請願者からは、科料による規制であれば非常に強力だが、「とこわか国体」も2年後に迫っていることから、三重県とも連携して整備していくのが望ましいとの説明がありました。

また、他の委員からは、客引き行為全てを取り締まり対象とすることが請願の含意であるのかとの質疑があり、請願者からは、その通りであり、罰則付きで特定の地域指定をした「客引き等禁止」条例の制定・強化による規制に限るものではないとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、過料であれば早期に設定できるのかとの質疑があり、理事者からは、過料であれば本市の条例改正によって設定できるが、科料による規制対象であるキヤバクラ、ホストクラブ、マッサージ等の取扱いや、適用除外とする行為などを入念に検討する必要があるため、早期に設定できるとは考えていないとの答弁

がありました。

また、他の委員からは、理事者はパトロールへの参加を通じて、どのような課題を感じているかとの質疑があり、理事者からは、規制対象外の系列店を経由したり、複数人を介在させたりすることによる取り締まり逃れなど、客引き行為の巧妙化が進んでおり、実態が見えにくくなっているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、客引き行為に関する人の流れを断っていくことも重要と考えるが、何らかの対策を講じているのかとの質疑があり、理事者からは、市職員には客引きを利用しないよう周知するとともに、市内の大学や、パトロール現場において、客引き行為のアルバイトは行わないよう注意喚起を行っているとの答弁がありました。

これを受け委員からは、市外からの来街者に対しても、客引きを利用しないよう強く呼びかけていくことも必要と考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、雇用主にも罰則を適用する両罰規定を設けることに関して三重県と協議したことがあるのかとの質疑があり、理事者からは、他市町で両罰規定を設けている状況は把握しているが、三重県と協議したことはないとの答弁がありました。

これを受け委員からは、三重県の迷惑防止条例には、不当な客引き行為等の取り締まりができる旨の条文があり、三重県が本条文の解釈を見直し、積極的に運用することで、問題の多くは解決できると考える。当市議会が、三重県に対して、条例解釈の見直しを要請していくことも必要であるとの意見がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、取り締まりの強化を早期に実現するためには、本市の条例改正による過料の設定と、三重県との連携強化を図ることを並行的に検討する必要があると考えるため、本請願の採択には賛成するとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会において採決を行ったところ、請願第6号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和元年8月定例月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 23 号

令和元年度四日市市一般会計補正予算（第 4 号）について

【市民文化部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 18 目市民活動費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出 第 2 款総務費 第 3 項戸籍住民基本台帳費》

別段の質疑、意見はなかった。

【商工農水部・経過】

《歳出 第 7 款商工費 第 1 項商工費 第 2 目商工業振興費》

別段の質疑、意見はなかった

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和元年8月定例月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第47号 令和元年度四日市市一般会計補正予算(第5号)

【商工農水部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第13款災害復旧費 第2項農林水産施設災害復旧費》

別段の質疑、意見はなかった

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和元年11月定例月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第19号

平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について 【市民文化部・経過】

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第10目地区市民センター費》

施設管理運営費について

Q. 地区市民センターの図書室の設置目的について。

A. 生涯学習の場の提供が主な設置目的である。学生の自主学習にも利用可能だが、センターによっては、スペースや環境の面で若干問題のある場所も存在する。

[意見]地区市民センターは行政機能を持つ公民館として全国屈指だが、公民館機能でみた場合は他市町に劣っていると感じる。一部の市民のみが利用する現状を改善するため、従来とは違う手法で情報発信を行い、より住民の集まる場所にしていくべきである。

地域活動費（館長権限予算）について

Q. 7月から8月にかけて実施した地域からの意見への対応について。

A. 廃止すべきと断言するような地区はなく、必要な地区が応募するコンペ方式とすべきなどの意見を複数いただいている。配分の在り方や方法については、予算までに序内で話を詰めていきたい。

Q. 館長権限予算は館長の資質によって使い方に大きな違いが出ており、問題も発生しているときくが、統一的な対応を求めているのか。

A. 概ね5月には、部長、市民生活課長、地域調整監とのヒアリングを実施し、助言や地域の合意の確認を行っている。

[意見]施策的に手を加えることで発展するか、このままフェードアウトするかの過渡期と考えるため、地域活動アワードと銘打った表彰制度やコンペ方式などの新たな取り組みを積極的に検討してほしい。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》

多文化共生推進事業費について

Q. 外国籍の子どもについては、日本語ができないという理由で特別支援学級に入れられることがあると聞く。モデル地区では日本語教育教室等の支援が受けられるが、それ以外の地域ではあまり行き届いてないと感じており、教育委員会との連携を図るべきと考えるがどうか。

A. モデル地区においては、教育部会にて支援について議論を進めている。今後とも、

モデル地区以外も含めて教育委員会と綿密に連携を図っていきたいと考えている。
[意見]外国人同士のコミュニティで充足しているために、積極的に日本語習得しない者
もいるため、アプローチ方法を工夫しながら進めてもらいたい。

«歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第12目あさけプラザ費»

施設管理運営費について

Q. あさけプラザ文化団体の加盟者間のトラブルについて。
A. あさけプラザ文化団体では代表者会議を定期開催しており、一サークルが毎月、輪番制での会議の出席を要望したが、文化団体が代表者での出席を要請したために結果的にそのサークルが退会する運びとなった。文化団体の代表者会議の規約では「やむを得ず会議に出席できない構成員は、他の構成員を代理として表決を委任することができる」となっており、この文言を巡って、見解の相違が出たものと思われる。

あさけプラザ貸館事業について

Q. 貸館予約方法の改善について。
A. 従来行っていた夜間待機を廃止し、開館時間中の施設内待機を取りやめた。早くから申込希望用紙へ記入するために順番待ちをするホール利用者とそれ以外の施設利用者とで申込希望用紙を分けるなどの改善を行い、現在、試行している。利用者の意見を踏まえ、今後も検討ていきたい。
Q. ホール以外には営利の料金区分がないが、他の施設を見回して、一体どうあるべきかを調査してほしい。また、利用者には若干の偏りがあると感じているため、調査によって、公平性が担保されるような形としてほしい。
A. 今後調査を検討したい。

«歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第16目男女共同参画費»

次期男女共同参画プランについて

Q. 時代のニーズに適応した新たな検討について。
A. 再来年度からの新たな男女共同参画プランの策定にあたっては、事業進捗状況報告書等で得られた新たな課題を盛り込んでいきたいが、L G B T Qについては、男女の枠組みを必要としない方を含んでおり、現在の体制では対応が難しい。ダイバーシティといった広い概念で対応するかなどについて、今後議論していきたい。

«歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第19目文化振興費»

四日市音楽コンクール開催事業費について

Q. 「全国ファミリー音楽コンクール」のコンセプトについて。
A. 全国レベルで腕を競う場を四日市市に設けることで、四日市市民の文化、音楽のレベルの基礎的な水準が向上すると考えている。また、これまでに築いた人脈等を活用した、優秀な演奏家による学校訪問事業や、スキルアップにつながるワークショップにも取り組み、市民の文化的なレベルの向上を図っている。そして、全国に発信できる四日市のシティプロモーションの一環としても取り組んでいる。

Q. 文化力、音楽力を向上させるコンセプトで、質の高いコンクールを開催するだけでは、市民の理解が得られにくいと考えるが、端的に何を求めているのか。

A. 一つ目は四日市のイメージを、公害から文化のまちに変え、市民が誇りを持てるようすることであり、二つ目は全国からの優れた音楽に触れ合い、市民の音楽、文化のレベルを上げることである。本当に市民のためになっているかは十分検証する必要があるため、区切りである第10回開催までには議論したいと考えている。

[意見] コンセプトが市民に十分に浸透しておらず、認知すらされていない現状がある。

四日市の目指す方向性が市民に伝わるPR方法を検討すべきである。

[意見] 開催当初と意義が変わったならば、総括した上でリニューアルを検討すべきであるし、改善が見込めなければ、隔年開催や撤退なども検討した方がよい。

[意見] 隔年開催では廃れていくため、やるならば、強い芯となるコンセプトをもって毎年開催していくべきである。

[意見] これまで積み上げてきた結果、レベルの高い内容になってきている。現状に満足せず、発展的に取り組む必要はあるものの、四日市市から文化を発信する事業として、続けていく意義はまだまだあると考える。

Q. 「四日市JAZZフェスティバル」の方が、より身近に音楽に触れ合う機会になっているとの指摘もある。同じく否定的な意見が目立つ「郷土が誇る芸能大会」と併せた再編を検討してはどうか。

A. 「郷土が誇る芸能大会」についても、観客の多くは大会に参加する地区の住民であり、一般市民には浸透していないとの意見をもらっているため、来年度以降に検証し、次の形を模索したい。

三浜文化会館管理運営費について

Q. 三浜文化会館の現状と今後の展開について

A. 認知度が向上し、徐々に利用者も増えているところである。今後は減少傾向にある文化の担い手を育成できるような場にしたいと考えている。

[意見] 文化を育む役割を果たしながら、より認知度や魅力を高めることで、貸館業務を含めた利用者数を増やしてほしい。

文化財関連事業について

別紙論点整理シートに記載。

【商工農水部・経過】

《歳出 第6款農林水産業費 第1項農業費》

里山・竹林環境保全支援事業費補助金について

Q. 決算の詳細と募集方法について。

A. 想定としては上限50万円の4団体程度として200万円の予算としていたが、実際には3団体で124万5000円となった。今後の広がりに関しては、担い手となる活動団体を育成していく必要があるため、その辺りも踏まえて考えていきたい。募集は、活動団体の情報を持つ各地区市民センターを通じて行った。

[意見]これまで熱心に取り組んできた里山保全団体に対しても、周知を行ってほしい。

執行されなかった補助金について

Q. 市民菜園事業補助金、企業農業参入支援事業費補助金はどちらも執行されなかったが、どう総括をしているのか。

A. 市民菜園事業補助金については、以前はNPO団体等からの申請があったが、近年は執行がないため、見直しを行うかどうかは検討課題と認識している。企業農業参入支援事業費補助金についても、ここ数年は執行されていないが、企業の参入の門戸を開けるために、継続をしたいと考えている。

[意見]個々に事情があるかもしれないが、応募がないならば、政策として相応しいのかをきっちり検証していくべきである。

茶業振興センターについて

Q. 純経常行政コストとして、年間約1600万円かかっており、今後の事業展開が乏しいものであれば、市民の理解は得られにくいが、どのように考えているのか。

A. 新施設では、かぶせ茶のレシピ集を使った調理体験などを行っているが、新たな取り組みを行うなど企画力が求められると考えており、指定管理者である三重茶農業協同組合と話を詰めていきたい。

Q. 茶業は本市にとって非常に重要な産業だからこそ、このまま続けていくことには危惧をしている。指定管理のあり方自体を見直すべきと考えるがどうか。

A. 茶業振興センターの活用については、地元農家とも協議をした上で、組み立てていきたい。

[意見]茶業振興センターは、踏襲業務だけを行うのではなく、茶の魅力を発信するためには、様々なアイデアを駆使しながら有効活用してほしい。

«歳出 第6款農林水産業費 第3項農地費»

農業用取水施設等の老朽化対策について

Q. 市単土地改良事業地元負担率を5%に見直した反応について。

A. 見直し前のアンケートでは、現状の負担率では対応できないため修理を見送っているとの意見はあった。

Q. 今後しっかりと検証するとともに、農業用取水施設の長寿命化対策において調査したゲート、堰への改修費用が次年度予算に盛り込まれるようにお願いしたい。

A. 今年度から地域のまとまりづくり支援のための制度を作った。具体的な内容は定まっていないが、地域の農業プランに基づいて管理を行っていく場合には特別のメニューを作成するなど、地域の農業用施設の改修等が進むように計画していきたい。

«歳出 第6款農林水産業費 第4項水産業費»

磯津漁港海岸及び楠漁港海岸保全施設長寿命化計画書作成業務委託

別紙論点整理シートに記載。

«歳出 第7款商工費 第1項商工費 第2目商工業振興費»

障害者雇用奨励補助金について

Q. 商工農水部と健康福祉部との連携体制について。

A. 健康福祉部とは、庁内調整会議等を開催し連携するとともに、就労移行支援事業所とも連携して議論を重ねている。

[意見]知的障害者は自分で調べることが非常に難しく、保護者が活用したり、企業が誘導したりする方向しかない。当事者が遠いところにあると感じるため、ぜひ今後も調査研究を進めて、求められる支援の形を確立してほしい。

Q. 家族が勤務先まで送迎できなくなったために、やむを得ず退職した事例があったが、障害者自立支援の中の対応策はあるのか。

A. 商工課の就労コーディネーターが障害者と企業とのマッチングを図っており、その人にあった企業をハローワークや健康福祉部と連携し対応している。移動サービスの支援は健康福祉部の担当である。

Q. 一人の就労コーディネーターで、多くの業務を担当しているが、十分にカバーしきれない部分での課題があるのではないか。

A. 課題の一つとして、企業への周知だけでなく、障害者に身近な障害者施設などにも周知する必要があると認識している。健康福祉部と連携しながら行っていきたい。

[意見]障害者雇用が企業利益につながる時代であり、四日市市がこの分野で先進的に取り組む意気込みがあるならば、企業に福祉担当者の配置を促し、家族と企業と本人をつなぐ新たな方策などを検討してほしい。

[意見]身体障害者、精神障害者、知的障害者が一律にカウントされる現在の障害者雇用率の制度は疑問がある。自立支援が難しい知的障害者が厳しい立場となっているが、今後、制度改正により、状況が変わることも予想されるため、柔軟に対応できるようにアンテナをはっておいてほしい。商工課は途切れのない支援の出口、入口を担っているため、障害特性や市場ニーズを把握した上での改善を図ってほしい。

四日市駅西開発整備事業について

Q. ララスクエアの補助金を交付することについて、補助金支出はどのような取り決めでなされているのか。

A. 当該補助金の支出については、平成30年度から5年間、令和4年までの交付要綱に基づいて行っている。

Q. 補助金を支出しているからというわけではないが、例えば共通投票所利用といった地域への取組みに協力をしていくことも考える必要があるのではないか。

A. ララスクエア、博物館、四日市都ホテル等と街区運営委員会を設けて、中心市街地のにぎわい創出について意見交換をしているため、その中で地域の取り組み等への協力要請を行っていきたい。

[意見]ララスクエアは中心市街地の一部であるという認識の中で、まちにどういう経済波及効果をもたらすのかという感覚をもってもらいたい。

[意見]補助金は、自転車の補助輪のように、独り立ちするまでの育成期間にあるべきと

思っている。反対ではないが今の状態でよいとは考えていない。

ビジネスインキュベータ関係事業費補助金について

Q. インキュベートルームの入居数がゼロである状況を、どう評価し、今後どのように考えていくつもりなのか。

A. 反省すべき点だと認識している。一方で起業支援は重要であり、商工会議所等と「四日市志創業応援隊」を結成して、支援を行っている。起業する人が事業を具現化する過程では、インキュベートルームの提供は大事であると認識しているため、周知不足や審査に時間がかかるといった問題点を早急に見直した上で、引き続き実施していくたい。

Q. 行政は支援しか行えず、民間が中心であることを考えれば、現在の結果から、本事業は曲がり角にきていると感じる。使い勝手の悪さが理由であれば、他の場所を含めて検討すべきである。また、インキュベートルームに加えて、企業人材O Bセンター、ハローワーク、若者サポートステーションなどについても、それぞれ分散するのではなく、活用しやすいような配置を検討してもよいのではないか。

A. 民間が提供するシェアオフィス等の充実により、一定の役割を終えたとの考え方がある反面、民間に比べて賃料が安く、需要はあると考えている。所管する施設の配置については、関係部局とも協議し検討ていきたい。

商店街共同施設安全対策事業について

Q. アーケードは民設であり、民間が維持していくべきものだが、市としてどのような思いがあるのか。また、維持してほしいというならば、商工農水部だけでなく、政策推進部も巻き込みながら、支援のあり方を考えていく必要があるのではないか。

A. 将来的なことについては商店事業者と協議を重ねて、市としても整理していくたいと考える。また、近鉄四日市駅周辺のまちづくりについても、市として取り組みを進めていくこととしており、そういう動きに合わせて商店街をはじめ関係者との意見交換をしていきたい。

中小企業支援について

Q. 企業O B人材センターの相談機能における支援企業件数の実績について。

A. 企業O B人材センターの認知度の低さから、平成29年度の設立当初の支援企業件数は少なかったが、認知度向上のため、職員とセンターアドバイザーが大規模な企業訪問を実施したこと、今年度の支援企業件数は大幅に増加している。

Q. 支援メニューが自分の業態や状況に合うかどうかを確かめられる検索システムを構築すべきと考えるがどうか。

A. ものづくり分野の支援メニューについては、市・県・港の支援メニューをまとめたパンフレットを作成しており、それ以外の国等の支援メニューについても、深く理解し、適切なアドバイスができるよう努めている。検索システム等を使った周知方法については今後の検討課題としたい。

定期市について

- Q. 定期市の認知度が低いということであるがどのように高めていくのか。
- A. 定期市マップ、ホームページ、広報よっかいち等を使いながら広く周知するとともに、イベント開催を支援することで、できるだけ足を運んでもらえるよう取り組んでいきたい。
- Q. 実際に行けば、非常に満足度は高いため、行くきっかけになるような取り組みを考えてほしい。全体的な経営状況はどのようなものか。
- A. 定期市の現場の売り上げはピーク時に比べ、減っていると認識している。
- [意見]売り上げの維持、向上には固定客をどのように広げていくかが重要である。高校生との関わりも発展的に行い、今後も取り組んでほしい。

商業動向調査について

- Q. 買い物傾向調査の意義と総括について。
- A. 前回の平成17年から十数年ぶりに、次期総合計画への施策への反映も含めて、調査を行い、その結果として、現行の施策の効果確認を行うことができた。
- [意見]回答率の低さと総括に時間が要したことについて大いに反省すべきである。本調査がしっかりと検証や政策提案に反映されることを強く要望する。

競輪事業特別会計

別段の質疑、意見はなかった。

食肉センター食肉市場特別会計

«歳入 第1款事業収入 第1項事業収入»

市場取引外のと畜について

- Q. 牛のと畜数約4000頭のうち約3000頭については市場取引外として市場取引手数料は入らないとの理解でよいか。
- A. と畜料は収入となるが、取扱金額の3.5%の市場取引手数料は入らない。
- Q. 市場取引対象のと畜料と市場取引外のと畜料とは金額に差異はあるのか。
- A. と畜料はいずれも同額である。
- Q. と畜料は実際の費用よりも安い金額に設定されていると考えている。市場取引外のと畜料までも格安とすることに公平性はあるのか。
- A. と畜営業権については、過去からの歴史的な背景もあるため、すぐに解決できない状況がある。
- [意見]公社には市からの繰入金が入っている以上、少しづつでも改善を図っていくべきである。

«歳出 第1款業務費 第1項業務費»

組織体制について

- Q. 平成17年以降、O Bを含む市職員が代表取締役となっている経緯について。
- A. 設立当初は、買受人である食肉業界関係者が代表取締役であったが、中立的な立場

の者が代表取締役となった方がよいと意見があり、現体制となっている。

[意見]公社ではあるものの、どのような組織体制がふさわしいのかについては常に議論してほしい。

Q. 社長の選考基準について。

A. 代表権を持つ社長については、公社定款に基づき取締役の中から選任される。市が推薦する取締役については、原則として、極力業務に精通しており、かつ意欲のある方を推薦している。

議案第 21 号 平成 30 年度市立四日市病院事業決算認定について

« 収益的収入 第 1 款病院事業収益 第 1 項医業収益 »

経営状況について

Q. 繰入金を除くと赤字となる経営状況について。

A. 公立病院の大半は繰入金を除くと赤字となる現状がある。当院は民間調査による平成 29 年度経営実績ランキングにおいて、全国公立病院 776 施設中、第 9 位であり、良好な経営状況であると評価されている。

経営指標について

Q. 延べ入院患者数が減少し、病床利用率が低下した理由について。

A. 医療技術の進歩等に伴う平均在院日数の短縮化が主な理由である。

Q. 在院日数の短縮は患者にとって利点だが、経営に影響はないのか。

A. 手術に重きが置かれており一人あたりの診療単価は上昇傾向にあるため、現在のところ影響はない。また急性期医療を担う当院としては、これまで地域外の病院での治療を余儀なくされていた症例の患者を受け入れていきたい。

« 収益的支出 第 1 款病院事業費用 第 1 項医業費用 »

病院所有の救急車について

Q. 現在の利用状況について。

A. 消防本部からの無償譲渡を受けた当初は患者搬送に利用されていたが、民間事業者による介護タクシーの利用拡大等により需要が減少し、平成 30 年度には災害訓練時の利用のみに留まった。

Q. 経費と保有するメリットについて。

A. 経費は車検代と保険料であり、保有するメリットとしては災害時の利用がある。ただし、実際には消防本部が救急搬送を行うことが想定され、病院が保有する救急車が活用されるケースはあまり想定されない。

Q. 運転手について。

A. かつては専属の運転手が存在したが、現在は事務局職員が運転することとなる。普通免許で運転は可能だが、人員や運転技能の点から日常業務として運行できる状態ではない。

Q. 今後の取り扱いについて。

A. 経費と保有するメリット、運転手の問題などを総合的に勘案し、車検が満了となる

機会をとらえて今年度中での廃車を検討している。

Q. ドクターカー導入の可能性について。

A. ドクターカー導入には、汎用的な技能を持つ医師が必要となるが、そのような医師を現地に派遣するよりも医療設備が整った病院内に常駐させ、救急搬送の対応をさせた方がよいと考えるため、現在は検討していない。

(議員間討議 ※病院所有の救急車について)

- ・大規模災害等により消防本部の救急車がフル稼働した際には、病院の救急車がプラスアルファとなる可能性もあるため、もう少し慎重に判断してもよいと考える。
- ・現場における必要性が最も重要であり、外部から軽々に言えない部分はあるが、漠然と無いよりはあったほうがいいとの思いはある。
- ・医師数が十分でない現状においてドクターカーを導入しないことは一定理解するが、ドクターカーでしか救えない命もあるため、今後の検討課題とすべきである。
- ・現在の運用状況では、一旦廃車する方向でよいと考えるが、消防本部から譲渡される機会が再度あるならば、その時期までにドクターカーとしての利用を含めた活用を検討すべきである。
- ・救急搬送については専門である消防本部に任せた方が安全で効率的であると考える。
- ・専属の運転手を廃止した時点で救急車の処分についても併せて検討すべきだった。

⇒議員間討議の結果、以下の内容について委員 6名による意見の一致に至った。

- ・十分な活用がなされていない現在の救急車の廃車の方針は理解するが、新たに譲渡される機会に向けた、救急車の活用を検討すべきである。

防犯カメラについて

Q. 防犯カメラの増設計画について。

A. 約 32 台の増設を計画しており、盲点がなくなる配置を現在検討している。配線、モニター、録画機器等を含めた費用総額は、1700 万円程度となる見込みである。

Q. 防犯カメラ映像の保存期間について。

A. 本市の基準に準じた当院の管理運用基準では記録時から 30 日以内と定めているが、記録媒体容量等の関係から 10 日間程度としている。

Q. 保存期間を延ばすことは可能か。

A. 記憶媒体の追加や画質の変更により保存期間を延ばすことは可能であるため、今後検討し、その結果を報告する。

院内保育事業運営委託料について

Q. 院内託児所における保育無償化制度の影響について。

A. 院内託児所は認可外保育施設として制度の対象となっている。現在 0 ~ 2 歳児が入所しており、住民税非課税世帯であれば無償化となるが、親が当院に勤務する関係から、実際の対象者はほとんどいないと思われる。

Q. 0 ~ 2 歳児のみが入所している状況について。

A. 就学前の児童も受け入れ対象だが、実際には、3 歳になった時点で地域の保育園、

幼稚園に移ることが多い。小学校の入学を想定して、早めに地元の方と仲良くなりたい意図があるものと推測される。

Q. 院内託児所の一般開放について。

A. 院内託児所は看護師の安定確保・離職防止を主目的としているため、施設の主目的から外れない範囲において研究していく。

Q. 院内託児所の決算において免除対象の可能性がある消費税を支出していることについて、調査の上報告してもらいたい。

A. 調査し、報告する。

保険料について

Q. 予算額と決算額の乖離について。

A. 加入保険の一つである産科医療保障制度掛金は出産分娩数に応じた支出となることから乖離が生じている。

Q. 病院賠償責任保険、勤務医師賠償責任保険、看護師賠償責任保険の重複加入について。

A. 基本的には病院賠償責任保険を活用するが、相手側の意向により医師、看護師本人が賠償責任を負うべきとされる場合には勤務医師賠償責任保険、看護師賠償責任保険をそれぞれ活用する。

燃料費について

Q. 予算額と決算額の乖離について。

A. 非常用発電機や予備空調設備に使用するためのA重油を予算に見込んでいたが、その補充がなかったために乖離が生じた。

Q. 非常用発電機の発電量と継続使用期間について。

A. 平常使用時の6割程度の発電量で、3日分の燃料を保有しているが、敷地面積や消防法の関係から、これ以上の増設は難しい状況にあると考えている。

機器整備について

Q. PETの必要性について

A. 癌の診断に有用であるが、健診部門がない当院では、1日あたり2～3件の利用に留まり、採算が合わないうえ、近隣のPET設置病院に診断を依頼していることから、必要性は低い。

薬品費について

Q. 薬品の在庫管理について。

A. 薬局の薬品は3日分の在庫を目安に、病棟の救急薬品は定数により、適正な管理を行っている。

院内駐車場について

Q. 駐車場借地料の単価が異なることについて。

A. 病院に比較的近い外来患者向けの駐車場と比較的遠方の職員向けの駐車場では単価が異なっている。これまでも値下げ交渉を行っており、今後も契約更新時に値下げ交渉を行っていく。

救命救急センター（ＥＲ）について

別紙論点整理シートに記載。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項については、論点整理シートのとおりです。
これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和元年8月定例月議会 決算常任委員会産業生活分科会)

No. 6

事業名	文化財関連事業について	
事業概要		補助金制度を始めとした文化財関連事業は、文化振興課、観光交流課、社会教育・文化財課など複数の部署にまたがり設けられている。煩雑さを軽減するため、各課では、補助金一覧表を用いた統一的な案内を実施している。
決算額		
政策提言に向けた論点について		
1. 質疑・答弁の要旨 (1) 主な質疑 文化財担当部署の再編について (2) 主な答弁 伝統文化に関して現状では一括して担う部署は不在であり部署ごとの対応であるため、一度府内全体で議論したい。		
2. 議員間討議によって出された意見 ・一括して担う部署が無く、部署ごとの対応であるために、補助の対象がそれぞれ限定的であったり、使い勝手が悪かったりなどの弊害がある。文化財が四日市市の財産として、今後ますますその魅力を発揮できるようなリニューアルを考えてほしい ・補助金一覧表によって、たらい回しは防げているが、市民により分かりやすいものとなるよう、一つの窓口ですべて対応できるワンストップ窓口を構築してほしい。 ・伝統文化は一旦途絶えると復活が困難であるため、次世代への継承が重要となる。文化の継承、地域コミュニティの活性化のための市民が使いやすい補助メニューに再編すべき時期にきて いると考える。 ・補助メニューの再編には賛成するが、本府でのワンストップ窓口よりも、地域での周知が重要であると考える。		
3. 事業実施に関する各委員の意見表明 (①廃止・縮小、②拡大、③改良・リニューアル、④新規事業の実施の提案、⑤継続) ③改良・リニューアル … 6名 ④新規事業の実施の提案 … 1名		

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

※分科会で意見が集約されたものについては、「政策提言素案」を添えて報告するものとする。

（1）文化財関連事業の見直しについて

複数の部署にまたがる文化財関連事業を見直し、市民にとって、よりわかりやすく、使いやすいリニューアルを検討すべきである

5. 政策提言素案

（改良・リニューアル、新規事業の実施の提案）

地域に根ざした伝統文化が、教育、観光、地域活動における重要な資産として、十分に活用されるよう、複数の部署にまたがる文化財関連事業を見直し、市民にとって、よりわかりやすく、使いやすいリニューアルを検討すべきである。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和元年8月定例月議会 決算常任委員会産業生活分科会)

N o. 7

事業名	磯津漁港海岸及び楠漁港 海岸保全施設長寿命化計画書作成業務委託
事業概要	老朽化が進行している磯津漁港海岸及び楠漁港海岸における海岸保全施設について、その防護機能を可能な限り長期間維持できるよう支障が生じる前に計画的に対策を講じる予防保全の考え方に基づき、各種海岸保全施設の点検に関する計画及び修繕等に関する計画を作成する。
決算額	21,433,680円（うち県補助金 10,500,000円）

政策提言に向けた論点について

1. 質疑・答弁の要旨

(1) 主な質疑

耐震化について

(2) 主な答弁

港湾区域では一部対応が進んでいるが、漁港区域ではこれから対応する予定である。長寿命化と耐震化は視点が違うため、今後あらためて計画策定を行っていく。

2. 議員間討議によって出された意見

- ・四日市港管理組合が管理する富田港では耐震化が進む現状において、長寿命化のみを行おうとする市の姿勢は安心安全の意識を欠いたものである。
- ・アセットマネジメントを行うのであれば、長寿命化と耐震化は併せて検討すべきであり、その方が合理的である。
- ・市民の安心安全、災害後の早期復旧のために予防的措置は極めて重要であるため、全局的に計画してほしい。
- ・南海トラフ地震の発生が迫っているが、対策は一朝一夕にできるものではない。部局間の調整を密にして、早急に対策を進めてほしい。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

(①廃止・縮小、②拡大、③改良・リニューアル、④新規事業の実施の提案、⑤継続)

②拡大 … 2名

②拡大または③改良・リニューアル … 5名

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

※分科会で意見が集約されたものについては、「政策提言素案」を添えて報告するものとする。

(1) 海岸保全施設の耐震化対策について

老朽化対策と耐震化対策を併せて検討すべきである。

(2) 災害に備えた予防的措置について

南海トラフ地震の発生が迫る中での予防的措置を早期に実施すべきである。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和元年8月定例月議会 決算常任委員会産業生活分科会)

No. 8

事業名	救命救急センター（ER）について	
事業概要	救命救急センター（ER）は救急の専門医2名を中心として研修医を配置するとともに、各科の医師がバックアップにあたる体制で運用がなされている。	
	決算額	
政策提言に向けた論点について		
1. 質疑・答弁の要旨		
(1) 主な質疑		
①課題について ②現在の対策について ③患者への情報提供について		
(2) 主な答弁		
①人員不足を認識しており、救急専門医の増員を希望しているが、三重県には救急専門医が非常に少なく、増員確保には至っていない。 ②医師を補助する看護師や事務職員の増員により、医師の負担を少しでも減らせるように努めている。また、患者に対しては、容態が急変した場合はすぐに連絡するように案内している。 ③医療ミスの疑いを持つ患者に対しては、状況に応じて医師による説明のほか、外部の専門家による意見書を踏まえ病院側が作成した報告書を提供している。外部の専門家による意見書は、公表を前提とした依頼はしていないため、公表を差し控えている。		
2. 議員間討議によって出された意見		
・人的にも時間的にも余裕がない現状では、全てに正確な診断を下すことは非常に困難であると感じる。医療ミス等が出来るだけ少なくなるようなリスク管理が重要である。		
・医師不足が解消されるよう、医師確保対策経費を市の繰入金で賄ったり、給与体系を柔軟に変更したりするなど、新たな検討を行っていくことも重要である。		
・臨床症状がなく帰宅を伝えた患者に関して、CT画像を読影した医師から新鮮梗塞の可能性が指摘された事例があった。読影医との意思の疎通を綿密に行い、医療ミス等を最小限に留める体制が求められる。		
・患者への説明責任を果たすため、外部の専門家による意見書は、患者側に示すことを前提として依頼すべきである。		
・外部の専門家による意見書は、本当に公表できないのかどうか調べてほしいし、患者の求めに応じて、知り得る情報を最大限提供するための研究をしてもらいたい。		

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

- (①廃止・縮小、②拡大、③改良・リニューアル、④新規事業の実施の提案、⑤継続)
- ②拡大 … 2名
- ③改良・リニューアル … 5名

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

※分科会で意見が集約されたものについては、「政策提言素案」を添えて報告するものとする。

（1）医療体制の充実について

医師確保について新たな検討を行うとともに、各科の連携強化に努めるべきである。

（2）患者への情報提供について

病院としての説明責任を果たすため、どのような情報をどこまで開示できるかを研究すべきである。

産業生活常任委員会委員長報告(令和元年11月定例月議会)

産業生活常任委員会に付託されました関係議案についてまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第67号 四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例の制定については、地域住民の自治会への加入及び参加を促進し、自治会活動の推進を図ることで、誰もが安全・安心で快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、地域住民の自治会への加入及び参加に関する基本理念や地域住民、自治会及び事業者の役割並びに市の責務を規定しようとするものであります。

委員からは、自治会以外の市民活動団体も地域コミュニティの活性化にとって重要だが、本条例に明記がないため、市民活動団体を包括的に規定する市民協働促進条例の見直しが必要なのではないかとの質疑があり、理事者からは、本条例は、特に自治会の役割の重要性を鑑みて、自治会への加入促進、自治会活動の推進を図るものであるため、自治会以外の市民活動団体を明記しないこととしたが、市民協働促進条例に基づく市民活動の促進については、次期市民協働促進計画の中で、具体的な政策等を検討していくきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、自治会の負担軽減、必要な財政的支援について、具体的な施策や方向性はあるのかとの質疑があり、理事者からは、自治会の負担軽減については、各自治会、関係部局へのアンケートにより本市からの依頼事項を把

握し、それらを見直していくことを検討している。財政的支援については、従来からの補助金や委託料の積算等の見直しを図っていきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、外部の有識者によって本条例の運用実態を検証する会議体を設けてはどうかとの質疑があり、理事者からは、新たな会議体の設置や、本市と自治会との関わり方について、検討していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、自治会への加入は任意であることから、条例の規定の多くが努力義務に留まる点は理解するが、より踏み込んだ内容でなければ、加入率の向上は難しいと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、自治会が地域で担う役割や、自治会加入のメリットを、本条例によって伝えるとともに、今後増加する外国人市民に自治会への理解を求めるための指針として、本条例を活用することで、加入者を増やしていきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、自治会や事業所が本条例を運用する上では逐条解説が必要になると考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、今後説明するにあたって必要になると考えるため、作成していきたいとの答弁がありました。

議案第69号 四日市市企業立地促進条例の一部改正については、条例の有効期限を延長するとともに、対象施設、奨励内容等を見直そうとするものであり、委員からは、国は、次世代通信技術であるローカル5Gを推進しており、本条例が対象とするIoT、AI等を導入するスマート化事業と密接に関わると考えるため、出遅れないよう早期に調査してほしい。

また、民間企業は補助制度によって、投資判断を行う場合があるため、その点からも注視してほしいとの意見がありました。

議案第73号 町及び字の区域の変更については、楠町地先の公有水面埋立ての竣工に伴い、あらたに生じた土地を確認するとともに、町及び字の区域の変更をしようとするものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第75号 四日市市ふれあい牧場の指定管理者の指定については、四日市市ふれあい牧場の指定管理者を指定しようととするものであり、委員からは、市民からみた設置効果はあるのかとの質疑があり、理事者からは、自然の中で酪農業と触れ合える場として、多くの市民に来場いただいている、地域における観光拠点および農業拠点となっているとの答弁がありました。

これを受け委員からは、今後も各種イベントとの連携等によって来場者の増大を目指してほしいとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました4議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の所管事務についてであります、令和元年度第1回及び第2回人権施策推進懇話会並

びに令和元年度第1回同和行政推進審議会について、及び四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和元年11月定例月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 54 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）

【市民文化部・経過】

○第 3 条 債務負担行為の補正

別段の質疑、意見はなかった。

【商工農水部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

« 歳出 第 6 款農林水産業費 第 1 項農業費 第 1 目農業委員会費 »

農地情報システム突合アプリ用基幹系システム改修業務委託費について

Q. 大幅な増額補正だが、どのような事情によるのか。

A. 本事業は当初予算に含まれていなかったが、国で事業採択され、全額補助が受けられるようになったことから、今回の補正予算に盛り込むこととなった。

« 歳出 第 6 款農林水産業費 第 3 項農地費 第 2 目土地改良費 »

土地改良事業費について

[意見]各地で井堰の傷みが激しくなっているが、修繕は農業者の負担が大きい。農業者と様々な課題を共有しながら改善に向けた努力をしてほしい。

« 歳出 第 6 款農林水産業費 第 4 項水産業費 第 3 目漁港管理費 »

水産物供給基盤機能保全事業費について

Q. 磯津漁港の浚渫土砂の投入場所が新たに見つかったとあるが、浚渫する時点で、投入場所は決定しているものではないのか。

A. これまで南部浄化センターの埋立地に投入していたが、昨年に満杯となつたため、今後の投入場所を今年度調査する計画としていた。

○第 3 条 債務負担行為の補正

北五味塚排水機場及び開発権門ほか保守点検業務委託について

Q. 水位によって排水ポンプを動かすなどの自動化はできないのか。

A. 能力の異なるポンプが複数台存在し、型式も古いことから、現段階では人による起動作業が必要な状況である。ポンプの改修、更新時には一度検討したい。

[意見]ポンプを更新しなくても自動化できる可能性はあるため、その方法を探り、費用や効果を確認してほしい。

議案第 56 号

令和元年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第 1 号）

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 61 号 令和元年度市立四日市病院事業会計第 1 回補正予算

○第 2 条 収益的収入及び支出

« 収益的支出 第 1 款病院事業費用 第 3 項特別損失 »

源泉所得税納付金について

Q. 単純な事務的ミスによって多くの損失を発生させたことの反省が足らないのではないか。また、法令遵守がなされなかつたことについて、どのようなけじめをつけるのか。

A. 大いに反省しており、大変申し訳なく思っている。すべての事務処理が適正に行われるよう、人事当局とともに研修や情報共有を図りながら再発防止に向けて万全を期していきたい。

Q. 前年踏襲の事務処理が誤りであると指摘されたことは青天の霹靂だったと推察するが、その原因は究明できたのか。

A. 前年分の扶養控除等申告書による手続については、これまで指摘を受けることもなかつたため、適正であると考えていた。年当初に本年分の扶養控除等申告書の提出を受ける必要があることは、今回の指摘を受けて初めて認識したところである。再発防止に向けて人事当局と協議していきたい。

Q. 企業会計という性質上、市立四日市病院や上下水道局は、それぞれが会計に責任を持たなくてはいけないと考えるが、どのような認識でいるのか。

A. 市立四日市病院と上下水道局は税務調査の対象となっていることを鑑みると、適正な事務を担保する機能は必要であると考えている。

〔意見〕 税理士や公認会計士を新たに雇うとなれば費用が必要となるが、単純な損得の問題ではない。市民からの信頼が得られる病院事業会計の方向性を改めて検討し、構築してもらいたい。また、本庁、上下水道局とは情報の共有を図り、相談できる関係を築くべきである。

○第 3 条 債務負担行為の補正

債務負担行為全般について

Q. 適正かどうかの判断がつかないため、前回金額からの変化がわかる資料を新たに請求したい。

A. 前回金額と比較できるような資料を準備する。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会審査事項の提案において、源泉所得税納付金については、審査の視点が議員それぞれ異なると考えるため、複数の分科会に係る事項として全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成少数により、全体会へは送らないことと決しました。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

産業生活常任委員会委員長報告(令和2年2月定例月議会)

産業生活常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第101号 四日市市印鑑条例の一部改正及び議案第102号 四日市市三浜文化会館条例の一部改正につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第108号 四日市市工場立地法市準則条例の制定につきましては、委員から、緑地面積率等の緩和をどのように企業誘致に繋げていくのかとの質疑があり、理事者からは、緑地面積率等の緩和によって、企業の投資環境が大きく改善されると認識しており、特に既存企業に対して、新たな事業の展開を促していくとの答弁がありました。

これを受け委員からは、既に立地している企業に対する投資の促進が、工場内緑地の減少に繋がることになるのではないかとの質疑があり、理事者からは、工場立地法により緑地面積率等が規定された昭和49年の法施行以前からある既存工場の多くは、条例案の基準以下であるため、投資に伴い工場内緑地を増やしていく必要がある。それ以外の既存工場は、投資に伴い工場内緑地が減る可能性もあるが、周辺部の環境施設面積は従来通り維持される基準としており、周辺環境との調和は図られると考えるとの答弁がありました。

これを受け委員からは、企業が工場内緑地を減らす場合に、

住宅に隣接する工場周辺部以外から減らすよう依頼できるのかとの質疑があり、理事者からは、企業から届出があった際に、できる限り周辺部の緑地に配慮するよう依頼したいとの答弁がありました。

また、委員からは、緑地面積率等の緩和を行う理由として、東海エリアでの都市間競争に対応することを挙げているが、どのような根拠に基づいて基準を設定したのかとの質疑があり、理事者からは、東海エリアでは緑地面積率5%以上、環境施設面積率10%以上と設定する自治体が多いが、本市は、現行の国が定める基準である、周辺部の環境施設面積率15%以上が維持されるよう、緑地面積率10%以上、環境施設面積率15%以上と設定しているとの答弁がありました。

これを受け委員からは、制度自体の認知度が低いと感じるため、条例制定後には、企業への周知だけではなく、市民にも広く周知する必要があると考えるが、どのようにしていくのかとの質疑があり、理事者からは、特にコンビナート企業は一般消費者向けの製品を作つておらず、認知度が低い状況にあるため、本市に立地する企業と、企業の社会貢献活動を紹介する中で、本制度についても広報していくとの答弁がありました。

これを受け委員からは、公害の歴史を持つ本市が、緑地面積率を緩和することに危機感を持つ市民も存在するため、企業から得た税収の一部をしっかりと緑化に活用していくことを併せて広報してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、大気汚染が大幅に改善しているこ

とや、周辺環境に配慮した基準としていることなどが、市民に十分理解される必要があると考えるが、どのように理解を求めていくのかとの質疑があり、理事者からは、環境部、消防本部との総合的な議論の中で、東海エリアにおける競争力の担保と周辺環境との調和を勘案し、今回の基準を構築したことを、説明していきたいとの答弁がありました。

これを受け委員からは、関係部局と連携の上、市としてしっかりと市民に説明してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、企業が整備する環境施設の配置については、可能な限り当該地域の生活環境の保持に寄与するように行なうことが定められているため、企業に働きかけてほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、企業が投資しやすい環境になることは理解するが、市民の理解が不十分なまま慌てて基準を引き下げる必要はないと考える。むしろ本市は、現行の基準で市町村別製造品出荷額の上位に位置していることを誇るべきであり、別の施策によって企業誘致を図ってほしいとの意見がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、世界的に環境規制が求められる時代において、緑地面積率等を緩和する必要性は感じられず、企業においても、社会貢献の一環として、環境保護が求められていることから、当議案には反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、環境部や商工会議所と連携した緑化への取り組みに期待することから、当議案には賛成すると

の意見がありました。

議案第109号 四日市市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の一部改正及び議案第110号 四日市市食肉地方卸売市場業務条例の一部改正につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第121号 土地の処分につきましては、委員から、対象の土地に近接する四日市大学を中心市街地に移転させることで、今後の工場用地の確保と中心市街地活性化が同時に図ることができると考えるため、検討してはどうかとの質疑があり、理事者からは、提案に限らず産業振興を図る上で、どう進めていくのかを念頭に、企業等と協議していくきたいとの答弁がありました

議案第136号から議案第154号までは、いずれも農業委員会委員の任命に関する議案であります、農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会委員を任命しようとするものであります。

委員からは、農業委員会に新たな視点を入れるために、地区推薦に頼らない選考方法や、農業法人の参画を検討すべきと考えるが、今後のあり方についてどのように考えるのかとの質疑があり、理事者からは、現在は選考にあたり地域との調整面での活躍期待度を重要視しているが、今後どのような選考方法とすべきかを課題として認識し、次回までには整理

したいとの答弁がありました。

以上により、当委員会に付託されました25議案のうち、議案第108号 四日市市工場立地法市準則条例の制定につきましては、賛成多数により可決すべきもの、その他の24議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の所管事務についてであります、令和元年度第2回同和行政推進審議会及び令和元年度第3回人権施策推進懇話会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

産業生活常任委員会委員長報告（令和2年2月定例月議会）

【請願（審査の経過と結果）】

産業生活常任委員会に付託されました請願第8号 工場緑地面積率の緩和に反対し、四日市公害裁判の判決に基づき、住宅と工場の間に、安全・安心のできる大幅な緑地帯をつくることを求めることにつきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

請願第8号につきましては、請願者から請願趣旨説明の申し出がありました。これに対し、当委員会では、2月21日に委員会を開催し、審査にあたり、請願者の趣旨説明の機会を設けることといたしました。

審査におきましては、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

塩浜地区における、コンビナート施設と住宅との保安距離は、消防法の基準こそ満たしているものの、過去のコンビナート事故の際には、住宅の窓ガラスが割れるなどの被害があり、南海トラフ地震が発生した場合には、甚大な被害の恐れがあるため、大幅な緩衝緑地帯を整備する必要がある。

工場緑地面積率の緩和は、現在も不十分な緩衝緑地帯の縮小を招き、工場周辺の地域住民の災害リスクを増大させるとともに、都市と環境に調和するまちづくりに逆行するものである。公害を経験した四日市市として、世界に誇れるような持続可能なまちづくりを目指してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、請願趣

旨は公害対策と防災減災対策の両面から工場緑地面積率の緩和に反対する内容と捉えるが、本旨はどちらにあるのかとの質疑があり、請願者からは、公害の悲惨な歴史への反省と大規模災害の発生が迫る現状を踏まえ、工場緑地面積率の緩和に反対するものであるため、両方が本旨であるとの説明がありました。

また、委員からは、コンビナート施設と住宅との保安距離が不十分であるという課題と工場緑地面積率の緩和は直接関係しないのではないかとの質疑があり、請願者からは、工場緑地面積率の緩和は、いざという時の安心・安全をどのように担保するかが問われる大きな課題であり、南海トラフ地震が発生した際の甚大な被害を未然に防ぐためには、工場緑地は決定的に重要であるとの説明がありました。

これを受け委員からは、工場緑地面積率の緩和が、請願者が捉える課題に関係するとは考えにくいとの意見がありました。

また、他の委員からは、大幅な緩衝緑地帯の整備が現実的に難しい中において、工場緑地面積率の緩和が、都市と環境に調和するまちづくりに逆行するものとは考えないがどうかとの質疑があり、請願者からは、公害問題の反省から定められた現行の基準を引き下げるることは、倫理的に看過できず、緑豊かで、都市と環境が調和するまちづくりに逆行するものと考えるとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、市は、工場緑地面積率の緩和が緑地整備の推進に繋がると捉えているようであるが、その根拠を確認したいとの質疑があり、理事者からは、工場緑地面積率を緩和し、企業が投資しやす

い環境とすることは、新たな工場立地を推進し、ひいては、工場緑地面積率に応じた緑地整備を推進するものと捉えている。また、工場立地法施行以前からある既存工場の多くは、条例案の基準以下であるため、新たに工場の新設・増設等の投資があれば、緑地面積の増加に繋がると考えているとの答弁がありました。

これを受け委員からは、新たに工場の新設・増設等の投資を行う予定がない企業に対し、工場緑地面積率の基準を満たすよう働きかけることはできるのかとの質疑があり、理事者からは、工場緑地面積率の基準は、新たに工場の新設・増設等の投資を行う場合の規制であるため、工場の新設・増設等がない場合は行政指導を行えないとの答弁がありました。

これを受け委員からは、行政指導は行えないとしても、企業への税制優遇や補助によって、緑地整備を推進する取り組みは考えられないのかとの質疑があり、理事者からは、緑の配置方法について企業と協議していくとともに、支援策についても検討していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、現行の基準通りに工場立地を行う企業が存在する中で、基準を緩和することは公平性に欠けるのではないかとの質疑があり、理事者からは、緩和後の基準は、全ての企業に対して適用されるため、公平性は担保されるとの答弁がありました。

これを受け委員からは、既存工場が現行の基準を満たすようにすべきであり、住民の反対がある中で、無理に基準を緩和する必要はないとの意見がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、あくまでも現行の基準を守るよう求めるべきであり、景気動向が不透明な中で、

工場緑地面積率の緩和を行っても、企業からの投資はあまり進まないと考える。市民の十分な理解が得られるまで、工場緑地面積率の緩和は保留した方が良いと考えるため、本請願の採択には賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、工場緑地面積率の緩和によって、願意が達成されるとは考えにくく、緑地面積の保持、増加については、政策による誘導や、企業からの税収によって担保した方が良いと考えるため、本請願の採択には反対するとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会において採決を行ったところ、請願第8号につきましては、賛成少数により不採択とすべきものと決した次第であります。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和2年2月定例月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

【市民文化部・経過】

第1条歳入歳出予算

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

四自連事務局運営事業費補助金について

Q. 最低賃金の変動を考慮して増額しているが、四自連事務局職員への給与支給額は最低賃金を上回っているのか。

A. 四自連からも人件費は拠出されているため、給与支給額としては最低賃金を上回っていると考える。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第10目地区市民センター費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》

多文化共生推進事業費について

Q. 日本語学習支援は主にボランティアが実施しているが、不足する部分も見受けられる。技能者に報酬を与えて実施することは考えられないのか。

A. ボランティアだけでは対応が難しい状況にあるとは認識している。ボランティアに向けた研修を実施しているが、今後、資格取得者等の待遇向上についても調査・研究していきたい。

[意見] ボランティア頼りでは早期の解決が難しいと考えるため、技能者の活用について、教育委員会とも連携しながら調査・研究を進めてほしい。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第12目あさけプラザ費》

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第13目計量消費経済費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第16目男女共同参画費》

男女共同参画事業全般について

[意見] 日本は「ジェンダー・ギャップ指数」において先進国中で最低水準にあり、大きく改善する必要があるため、庁内外を巻き込み、ジェンダーフリーに取り組んでほしい

い。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第17目コミュニティ活動費》

地域社会づくり総合事業費補助金について

Q. 地区割は増額、世帯割は変更なしとなっているが、どのような判断に基づくのか。

また、現在の在り方が妥当であると考えているのか。

A. 地区割の積算については、地域からも意見をいただいているところであり、今回は人件費等を考慮し、地区割について増額見直しを行った。今後も意見を聴取する中で妥当な制度設計を検討していきたい。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第18目市民活動費》

集会所建設費補助金について

Q. 緊急工事分については年度後半に予算が尽きることがあるが、増額を検討できないのか。

A. 今後適切な予算措置について検討したい。

[意見] 緊急工事分であっても、手続きには多くの時間と手間が必要となるため、簡便な制度となることを強く要望する。

自治会長の活動に関するアンケートについて

Q. アンケート実施に至った経緯を確認したい。

A. 自治会との意見交換会において、市の依頼事項や地区の業務等による負担感が話題となり、その詳細を把握するために実施した。

自治会活動支援について

Q. 自治会長の担い手不足の解消策として、単位自治会の統合が考えられるが、本市から勧告や指導は行えるのか。

A. 自治会の統合について、市から指導等はできないと考えている。単位自治会の統合により、担い手不足を直ちに解消することができるとは捉えていない。地区の活動にも影響があるものと考えるため、現在の自治会長数の多寡については、引き続き地区と意見交換を行っていきたい。

Q. 自治会長に加入世帯数に比例する報酬を与えることはできないのか。

A. 自治会からは以前よりも報酬を求める意見が出てきているため、今後の話し合いの中で検討していきたい。

[意見] 業務に見合う程度の報酬は設定すべきである。また、自治会との協議にあたっては、四自連だけでなく各単位自治会の意見も取り入れてほしい。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第19目文化振興費》

文化財関連事業の見直しについて

別紙提言シートに記載。

こども芸術体験事業費について

Q. 経緯と今後の展開について確認したい。

A. 文化振興課の職員の政策提案を事業化したものであり、文化の担い手育成に繋がることを期待している。まずはこども未来部の事業の場を借りて、乳幼児やその保護者が集まる場所での開催を予定しているが、将来的には地域での開催や音楽コンクール事業との連携なども図れるよう検討している。

Q. ひとつの推進計画事業を市民文化部とこども未来部に分けて実施する理由は何か。

A. こども未来部では幼稚園児と保育園児が対象と聞いている。市民文化部では文化の振興を目的に、乳幼児とその保護者を対象として芸術文化に触れる事業を計画している。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第20目生涯学習振興費》

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出 第2款総務費 第3項戸籍住民基本台帳費》

マイナンバー取得推進事業について

Q. イベント会場等における出張申請サポートでは、申請受付は行わないのか。

A. 本人確認や通知カードの返却等の手続が必要となるが、申請受付も可能である。

Q. マイナンバーカードの普及には利用用途の拡大が必要になると考えるが、どのような見解を持っているのか。一部自治体では避難所受付や投票場入場などの多目的利用が行われている。

A. 多目的利用の開始に向けて、関係部局と協議しながら検討していきたい。

Q. 出張申請受付はどのように実施していくのか。

A. 国や県の出先機関で実施経験を積んだ後に、企業で実施することを予定している。実施基準については、要望等を確認する中で整理したい。

Q. マイナンバーカードの紛失を恐れて、発行を受けようとしない市民も存在するが、どのような対策を考えるのか。

A. I Cチップによるセキュリティ対策や24時間体制のコールセンターの設置といった内容が周知不足であると考えるため、周知する機会を確保したい。

おくやみ手続き支援事業について

Q. 「おくやみ手続きハンドブック」の配布は有意義であるが、それだけに留まらず、手続の簡略化などについても、先進事例を研究しながら検討してほしいがどうか。

A. ハンドブックの作成、配布を通じて、ノウハウを蓄積した後に、次の施策について検討したい。

《歳出 第10款教育費 第5項社会教育費 第3目公民館費》

別段の質疑、意見はなかった。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

【商工農水部・経過】

第1条歳入歳出予算

《歳出 第5款労働費 第1項労働諸費》

就労対策事業・施設外就労促進事業について

Q. 就労困難者やひきこもりが対象となる本事業を、地域若者サポートステーションだけに任せるのは難しいと考えるが、今後拡充する可能性はあるのか。

A. 地域若者サポートステーションは、国による委託事業であり、北勢地域には1箇所設置されている。ひきこもりに関しては、健康福祉部でも対応しており、就職氷河期世代を含む就労困難者に関しては、三重労働局と雇用対策協定で取り組みを定めており、関係部局と連携して実施していく。

Q. 国は「断らない相談支援」を掲げて相談窓口のワンストップ化を推進しているが、本市は十分に整っていない状況にある。わかりやすい相談窓口となるよう施策の連携を図るべきである。

A. 各障害者就労継続支援事業所や地域若者サポートステーション等と密接に連携し、それぞれの人の特性に応じた就労につなげていけるような支援を心がけたい。

《歳出 第6款農林水産業費 第1項農業費 第2目農業総務費》

森林環境基金について

Q. 運用計画を確認したい。

A. みえ森と緑の県民税市町交付金については、施設整備時に木質化する予定があれば、必要金額を積み立てる予定としている。森林環境譲与税については、使途が森林整備や担い手育成などに限られるため、その手法を検討し、必要金額を算出した上で積み立てていきたい。

Q. 森林環境譲与税の森林整備への使い道は、いつ頃を目途に決定させるのか。

A. 森林環境譲与税は、今年度からの開始であるため、現在も取り組み方針を調査研究している状況である。他市町の先行事例を踏まえた上で、来年度に使い道について検討したい。

[意見]スケジュールや取り扱い方針が確定した段階で示してほしい。

《歳出 第6款農林水産業費 第1項農業費 第3目農業振興費》

北勢地方卸売市場に関する調査業務について

Q. 北勢地方卸売市場に係る対応について、想定するスケジュールを確認したい。

A. 年度当初に桑名市、鈴鹿市と共通認識を確認した上で、調査業務を発注し、今後の基本姿勢を整理したい。令和3年度の当初予算提出までには、一定の方向性が示せるよう努力したい。

[意見]スケジュールが確定した段階で示してほしい。

Q. 迅速さが重要と考えるが、桑名市、鈴鹿市との共通認識はまだ持っていないのか。

A. 詳しい状況についての共通認識は持っていないため、来年度に確認したい。

Q. 売上が右肩下がりとなる現状において、迅速さが見られないことに危惧している。

本市がリーダーシップをとって、早急に取り組んでほしい。

A. 桑名市、鈴鹿市には、現状を踏まえた上での参画を要請したい

Q. 調査費用の積算根拠を確認したい。

A. コンサルタント業者への聞き取りの結果である。

Q. 調査項目には市場会社へのヒアリングで完結する内容も含まれるが、基礎調査として十分なものとなるのか。

A. 現段階では調査項目の詳細を詰め切れておらず、一部しか示すことができない。

[意見]全国共通の内容にとどまったものとならないよう、注意して取り組んでほしい。

また、桑名市、鈴鹿市との協議や基礎調査の内容は随時議会に報告してほしい。

Q. 全国事例の多くでは、時代のニーズに応じたコンパクト化が図られているが、そのような方向性が見えるものとなるのか。

A. 必要となる機能や規模は調査項目とする予定である。加えて、本市、桑名市、鈴鹿市のそれぞれの考え方等も踏まえた提案を業者に求めていく。

新たな農業センターの基本構想について

Q. 「儲かる農業、強い農業、新しい農業、生活の中にある農業の拠点」を基本コンセプトとしているが、農業センターのみに、それら全てを任せるつもりなのか。

A. 基本コンセプトは、本市の農業振興の考え方とほぼ同義であり、農水振興課としても、農業者育成や各種補助を行っていく。その実践場所として、農業センターを位置づけた基本構想となっている。

Q. 基本コンセプトの実現のためには農業経営の集約化が必須であり、本市、JA、担い手農家が三位一体となって取り組むべきと考えるがどうか。

A. 集約化は現在も取り組んでいるが、来年度以降により力を入れていきたい。JAとは、集約化を図るための体制づくりや農業センターに必要な装備等の確認について今後協議していきたい。

[意見]基本構想の中で、農産物の試作加工、中学校給食との連携、農福連携等が示されているが、具体的な道筋がなければ、無意味なものになると考える。また、農業センター整備後も、実績を含めた進捗管理を行い、機能を高めてほしい。

スマート農業導入支援事業について

Q. 予算額50万円でどのようなことを実施しようとしているのか。

A. 農産物の多収・高品質化と新規就農者向けの栽培ノウハウ作成のため、産地圃場内にセンサーを配置し、栽培や気象状況のデータを蓄積したいと考えており、来年度は導入地域の絞り込みを行うための費用を計上している。また、新しい農業センターにも同様のセンサーを置き、栽培情報の発信等に活用したいと考えている。

《歳出 第6款農林水産業費 第2項畜産業費》

《歳出 第6款農林水産業費 第3項農地費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出 第6款農林水産業費 第4項水産業費 第3目漁港管理費》

海岸保全施設の耐震化対策について

別紙提言シートに記載。

《歳出 第7款商工費 第1項商工費 第1目商工総務費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出 第7款商工費 第1項商工費 第2目商工業振興費》

公益財団法人三重北勢地場産業振興センター（じばさん三重）について

Q. 本市からの補助金 3600 万円に対し、名品館での売上は 7080 万円程度であり、その他の事業を合わせても地場産業振興に確実に寄与しているとは考えにくい。今後のあり方を検討する中で、用途変更などを視野に入れた抜本的な見直しを行うつもりはないのか。

A. 昭和 62 年に国のビジョンに基づき、萬古焼、お茶等の販路の確保を目的として設立された広域的な施設であるが、時代の変遷とともに、販路は変化してきている。従前の機能の見直しは課題と認識しており、まずは名品館のあり方を調査し、建物全体のあり方についても、周辺の状況や、駅周辺の立地も踏まえて検討していく。あり方が見えてきたら、運営主体についても考えたい。県からは、広域的な施設の用途であれば補助金返還はないと口頭で確認している。

[意見]もし用途変更が可能であれば、点在する公共施設の集約化など、立地を生かした幅広い活用が想定できるため、現状にとらわれず、大局観を持って検討すべきである。今後の検討内容に期待して予算自体は認めるが、その点に必ず留意してほしい。

中小企業人材確保支援事業費について

Q. 今年度の実績を確認したい。

A. 10 社の企業に対し、転職フェアへのブース提供を行った。一定人数の面談ができるが、現時点では採用にまでつながっていない。

Q. 人材を求める企業が名古屋市内の就職フェア等に出展しやすくなる効果はあるが、そのような手法だけで優秀な人材が集められるのか。

A. 企業からの要望により、来年度は新たに新卒向けやエンジニア向けを拡充している。市内では、商工会議所と連携して 100 社程度の企業が参加する就職セミナーを実施している。また、新たに工業高校の先生と中小企業のパイプ作りにも取り組み始めたところである。

Q. 名古屋市近郊や市内だけに留まらず、全国から人材を募るべきではないのか。また、文系を含めた学生に視点を当てて、ニーズを調査すべきではないのか。

A. 以前に全国の理系学生を対象とした企業訪問バスツアーを企画したが、地元以外の学生で就職につながる実績は得られなかった。地元を離れてでも、四日市市で就職し

たいと思ってもらえるような手法を研究したい。

中小企業新規産業創出事業費について

Q. 平成30年度は、本市に研究所がある市外企業の支援を行っているが、市として何を求めているのか。

A. 市として、研究成果の市内への波及、投資、雇用促進を期待している。来年度以降、市内で研究開発されたものを、市内で製造するよう働きかけを行っていく。

近鉄四日市駅西開発整備事業費について

Q. 決算認定の際に、ララスクエアには補助金に見合う形の協力を求めてほしいとの指摘を行ったが、例えば近鉄四日市駅のふれあいモールから撤去されるデジタルサイネージの補完先として求めてはどうか。

A. ララスクエアとは関係者が定例的に集まる会議において、中心市街地の活性化に向けた協力を働きかけているところであり、相手先と協議する中で、その可能性を探っていきたい。

商店街魅力アップ事業・高校生魅力創出事業について

Q. いずれも高校生が参加する事業だが、どのような違いがあるのか。

A. 商店街魅力アップ事業は、商店街が主体となって、高校生とPR等を行うものであり、高校生魅力創出事業については、高校生が授業の一環として、商店街や定期市の魅力創出について取り組むものである。

Q. 高校生魅力創出事業が対象とするのはどのような学校か。

A. 市内高校に対して案内を行ったが、受託者である商店連合会を通じて、結び付いたのは四日市商業高校と四日市農芸高校である。

[意見]高校生等の若者と協働して、いろいろなものを生み出すことは有意義であると考える。常にクリエイティブを大切にしながら進めてほしい。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

議案第83号 令和2年度四日市市競輪事業特別会計予算

第1条歳入歳出予算

《歳入 第1款事業収入 第1項事業収入》

入場料について

Q. 入場料の見直しの検討状況について確認したい。

A. 全国競輪場調査を実施し、来場促進を主な理由として、入場料を廃止している競輪場が複数あることなどを確認した。来年度中には方向性を整理し、議会に対して諮っていきたい。

《歳入 第6款諸収入 第2項雑入 第1目雑入》

場外発売受託収入について

- Q. 場外発売日数を増やし、場外発売受託収入の増加を目指す方針であるが、場外発売日数は確定しているのか。
- A. 上半期は確定しているが、下半期は見込みで計上している。
- Q. 無観客開催となった場合はどうなるのか。
- A. 電話、インターネットのみでの投票となるため、その分の場外発売日数が減ることになる。
- Q. 場外発売日数を増やす以外に、収入を増やす手段はあるのか
- A. 1日で複数の場外発売を行う方が、購買額が上がる傾向にあるため、併売できる日程を増やせるよう調整している。

市立四日市病院への負担金について

- Q. 市立四日市病院事業会計の歳入に、競輪事業特別会計からの負担金が計上されているが、どのようなものか。
- A. 本場開催時に、市立四日市病院から医師1名の派遣を受けていることから、報酬相当額を負担金として支出している。

議案第85号 令和2年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第92号 令和2年度市立四日市病院事業会計予算

『収益的支出 第1款病院事業費用 第1項医業費用』

救命救急センター（ＥＲ）の体制充実について

別紙提言シートに記載。

情報開示のあり方に関する調査・研究について

別紙提言シートに記載。

病院事務局について

- Q. 事務局職員数は充足しているのか。
- A. 同規模病院との比較では、病床あたりの事務局の職員数が少ない水準にある。時間外勤務は結構あるが、他部局との比較という点では、もっと多いところもある。
- Q. 時間外勤務の詳細を確認したい。
- A. 平成30年度においては、対象職員22名、総時間数5522時間、時間外勤務手当執行額1474万円余となっている。
- [意見]可能であれば、職員を増員し、業務を平準化させていくことが望ましいと考えるため、事務局の人員体制のあり方を研究し、議会に対し報告してほしい。

看護師の退職理由について

- Q. 転職などの退職理由について、どのように受け止めているのか。

A. 看護師については、結婚、出産育児などのライフイベントによる退職が多い。また、転職は出身地へ帰っての就職やキャリアアップのための退職であり、本人の思いを尊重したいと考える。

[意見] 職場環境が退職理由の一部になっているようであれば、改善していくべきである。

院外研修に関するアンケートについて

Q. 院外研修に関するアンケートにより判明した課題を掘り下げることで、質の高い医療を実現する視点での分析が可能になると考えるがどうか。

A. 今回のアンケート内容では詳細な分析は難しいが、職員自身の参加意思を確認することができた。院内での波及効果なども考慮しながら、病院全体としてプラスになるような院外研修に派遣していきたい。

[意見] 1年に1回は全体アンケートを実施し、研修実施後にも個別アンケートを実施してほしい。研修に関するデータを積み上げ、分析することで、有意義な研修の機会を提供してほしい。

Q. 病院経営という独特な業務に携わる事務局職員を対象とした院外研修は、病院全体への波及効果が大きいと考えるがどうか。

A. 事務局職員の能力の向上は病院経営において重要な要素を占めると考えるため、積極的に派遣していきたい。

Q. 資格を取得した場合における資格手当はあるのか。

A. 研修費用は当院で負担しているが、資格手当は特に設定していない。

救急搬送について

Q. 四日市市消防本部が行う救急搬送は周辺病院との輪番制となっているが、当番日以外の日にも当院による受け入れが多いと聞いている。当院の医師や看護師の負担を減らすためには、各病院が責任を持って担当すべきと考えるがどうか。

A. 高度な救急医療を提供する三次救急は、当院と三重県立総合医療センターが担当するため、重篤と思われる患者は受け入れざるを得ない状況にある。当院の医師や看護師の負担を減らすため、可能な範囲で公平になるよう対処を考えたい。

院内サインについて

Q. 高齢者が多くを占めるこれからの社会において、院内サインは、より非常に重要なものになると考える。今後の大規模改修にあたっては、統一的な院内サインの設置を検討してほしい。

A. 今回、来院者に対する利便性の向上などを図るため、来年度に予定している病院施設の環境改善事業の中で通路にラインを引いたり、部門ごとに色分けしたりしている。また、今後についても必要に応じて、隨時対応するとともに、統一的な院内サインの設置については来年度以降に予定している大規模改修事業の中で検討していきたい。

地域連携・医療相談センター「サルビア」について

Q. サルビアの職員体制について確認したい。

A. 社会福祉士、臨床心理士、退院調整にかかる看護師などが実働しており、各病棟に
に向いての相談業務や調整業務を行っている。

[意見] 転院やセカンドオピニオンの相談は患者として当然の権利であるが、患者任せに
なっている部分が見受けられる。相談窓口となるサルビアを中心として、円滑な調整
を図ることが、患者満足度の向上や地域医療・介護の連携強化につながると考えるた
め、次期中期経営計画においても重要な視点として取り入れてほしい。

議案第 125 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第 7 号）

【市民文化部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 10 目地区市民センター費》

《歳出 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 12 目あさけプラザ費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 17 目コミュニティ活動費》

防犯外灯新設維持補助金について

Q. 電灯料金が当初予算額を大きく上回った原因を確認したい。

A. 補助対象灯数が想定よりも多かったこと、電灯料単価が当初見込みを上回ったこと
によるものと考えている。

《歳出 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 18 目市民活動費》

《歳出 第 2 款総務費 第 3 項戸籍住民基本台帳費》

別段の質疑、意見はなかった。

第 2 条 繰越明許費の補正

別段の質疑、意見はなかった。

【商工農水部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出 第 6 款農林水産業費 第 1 項農業費 第 3 目農業振興費》

経営体育成支援事業費および農業次世代人材投資事業費について

Q. 減額補正となった原因を確認したい。

A. 経営体育成支援事業については、付加価値の向上や農地集積の取り組みなどを評価
する国の採択基準に対し、本市が申請した農家では採択基準を満たせなかつたことが
原因である。農業次世代投資事業費については、就農相談は相当数あったものの、経
営開始に至った新規就農者は見込みを下回ることとなつたことが原因である。

Q. 現在の農家の経営体質を根本的に見直していく必要があると考えるが、今後どのよ

うなことをしていくのか。

A. まずは地域ごとに担い手農家を位置付ける必要があるため、本市がそのような環境を作り出していきたい。

《歳出 第6款農林水産業費 第2項畜産業費》

《歳出 第6款農林水産業費 第3項農地費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出 第6款農林水産業費 第4項水産業費 第3目漁港管理費》

水産物供給基盤機能保全事業費について

Q. 各漁港の漁獲実績を確認したい。

A. 平成30年度においては、富洲原漁港が3.5トン(400万円余)、富田漁港が5.4トン(600万円余)、磯津漁港が底引き網8.8トン(880万円余)、船引き網2126トン(1億2500万円余)、楠漁港が2.7トン(410万円余)である。

Q. 漁獲実績よりも遙かに高額な整備費用がかかることから、例えば、楠漁港ならば磯津漁港に統合していく考えはないのか。

A. 楠漁港については、漁協が磯津漁港と合併している状況にあるが、統合に関する具体的な方向性は決まっていない。地元漁師に対しては、次回の浚渫工事までに方向性を考えてほしいと打診している。

[意見]地元の理解を得た上で、早急に統合を検討してほしい。

Q. 漁港整備については、安全対策とそれ以外での住み分けを行う時期にきていると考えるがどうか。

A. 漁師数、漁獲量が減少する中で、地産地消を推進している面もあるため、今後の具体的な方向性について、漁協と協議したい。

《歳出 第7款商工費 第1項商工費》

別段の質疑、意見はなかった。

第2条 繰越明許費の補正

別段の質疑、意見はなかった。

議案第126号

令和元年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第1号)

《歳出 第1款総務費 第1項総務管理費》

競輪場施設整備事業費(競走路補修工事について)

Q. 工事を来年度に見送った経緯について確認したい。

A. 入札参加資格を持つ業者2者のうち、1者に指名停止処分が下され、別の1者との随意契約を検討したが、緊急性が認められなかったことから、来年度に工事を見送ることとした。

Q. 来年度のいつ頃に工事を見込んでいるのか。

A. 開催日程の関係から、プレ国体終了後の 11 月から 12 月の間を見込んでいる。

議案第 128 号

令和元年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算（第 2 号）

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 132 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）

【商工農水部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出 第 6 款農林水産業費 第 4 項水産業費》

別段の質疑、意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

四日市市議会提言シート

～当初予算案への反映状況について～

(令和2年2月定例月議会 予算常任委員会)

N o. 6

事業名	文化財関連事業について	
事業概要	補助金制度を始めとした文化財関連事業は、文化振興課、観光交流課、社会教育・文化財課など複数の部署にまたがり設けられている。煩雑さを軽減するため、各課では、補助金一覧表を用いた統一的な案内を実施している。	
決算額		

翌年度予算への提言

＜提言＞ 文化財関連事業の見直しについて

地域に根ざした伝統文化が、教育、観光、地域活動における重要な資産として、十分に活用されるよう、複数の部署にまたがる文化財関連事業を見直し、市民にとって、よりわかりやすく、使いやすいリニューアルを検討すべきである。

【当初予算案への反映状況 ／ 理事者からの報告】

[文化振興課]

提言を受け、本市の伝統文化を教育や観光、地域づくりにより活用していくため、文化財関係課（文化振興課、社会教育・文化財課、観光交流課）による会議を随時開き、情報共有及び連絡調整を行っており、補助金の活用等が市民に対して不便のないよう対応していく。

なお、「地域の文化遺産の保存・継承支援事業補助金」については、令和2年度予算案での内容変更等はなく、同補助金の活用を進めるため、地区市民センターを通じた地域へのPRをはじめ、保存団体等へ個別に同補助金の案内をするなど、丁寧に周知を行っていく予定である。

【令和2年度当初予算】

地域の文化遺産の保存・継承支援事業補助金：1, 400千円

(前年度当初予算：2, 200千円)

【当初予算案への反映状況 ／ 分科会での確認】

※当分科会において、取り組みの詳細について理事者に報告を求め、別紙1の資料が提出された。

1. 主な意見

【質疑応答】

(Q. 質疑 A. 答弁)

Q. 関係3課による会議の開催は一步前進と捉えているが、利便性を図るための道筋を示してほしい。

A. 制度上の制約等が存在するため、直ちに改善することは難しいが、補助制度の見直しや窓口の一本化等については関係3課で意見を交わしており、府内調整を図った後、来年度中には方向性を示したいと考えている。

【意見】

- ・文化財関連事業をワンストップで対応するための仕組みづくりが提言の本旨であったにも関わらず、関係3課ごとに反映状況の報告があったことは残念に思う。

2. 反映状況

③その他

(議論の趣旨)

提言事項の実施については制度上の制約等があり、直ちに事業等に着手することは難しいことから、今回の予算案への反映はなされていない。しかしながら、関係部署において情報共有・意見交換の場を設け、取り組みに着手していることから、③その他に分類することとした。

提言に関する経過について

＜提言＞ 文化財関連事業の見直しについて

地域に根ざした伝統文化が、教育、観光、地域活動における重要な資産として、十分に活用されるよう、複数の部署にまたがる文化財関連事業を見直し、市民にとって、よりわかりやすく、使いやすいリニューアルを検討すべきである。

1. 関係する3課（文化振興課、社会教育・文化財課、観光交流課）による会議の開催状況

第1回 令和元年11月 8日（金）13：30～15：00

第2回 同年 12月24日（火） 9：30～11：00

第3回 令和2年 2月 6日（木） 13：30～15：15

2. 会議の内容

（1）補助制度について

- ・市民にとってより使いやすい補助制度とするための見直し方法に係る意見交換
- ・現行の補助制度の中には外部団体の助成金も含まれているため、当該団体との協議も必要となることの確認
- ・市民に現行の補助制度を十分に活用してもらうための周知等の方策も必要であることの確認

（2）補助金制度を扱う窓口について

- ・他市の事例を参考に、各課の業務分担の見直しによる窓口の一本化等についての意見交換

（3）各課の事業に関する情報交換

- ・新年度の事業計画案について

四日市市議会提言シート

～当初予算案への反映状況について～

(令和2年2月定例月議会 予算常任委員会)

No. 7

事業名	磯津漁港海岸及び楠漁港 海岸保全施設長寿命化計画書作成業務委託	
事業概要	老朽化が進行している磯津漁港海岸及び楠漁港海岸における海岸保全施設について、その防護機能を可能な限り長期間維持できるよう支障が生じる前に計画的に対策を講じる予防保全の考え方に基づき、各種海岸保全施設の点検に関する計画及び修繕等に関する計画を作成する。	
決算額	21,433,680円（うち県補助金 10,500,000円）	
翌年度予算への提言		

＜提言＞ 海岸保全施設の耐震化対策について

海岸保全施設の整備に当たり、両港については長寿命化計画のもと施設改修が進められているが、老朽化対策のみならず、液状化等の耐震化対策についても、国の動向を待つことなく、同時施工による経済的メリットについても十分勘案の上、実施に向け検討すべきである。

【当初予算案への反映状況 ／ 理事者からの報告】

[農水振興課]

長寿命化計画を策定するため、平成30年度に点検調査を行った漁港区域内の海岸保全施設について、耐震化対策の調査業務委託を実施する。

【令和2年度当初予算】

海岸保全施設整備事業費のうち

漁港海岸堤防耐震調査業務委託：10,000千円（前年度当初予算：—）

【当初予算案への反映状況 ／ 分科会での確認】

※当分科会において、取り組みの詳細について理事者に報告を求め、別紙2の資料が提出された。

1. 主な意見

【質疑応答】

(Q. 質疑 A. 答弁)

Q. 耐震点検の基礎調査の完了時期とその後の予定について確認したい。

A. 基礎調査は令和2年度に完了する予定であり、一定箇所においては、危険度があるとの判定が出ると考えられる。耐震化については、老朽化対策との優先順位を考えながら実施したい。

Q. 本市の安全を守る上では、海岸全域の耐震化が必要であるが、その他の関係団体と協議する予定はあるのか。

A. 調査結果を踏まえた上で、周辺海岸を管理する県と情報共有を行なっていきたい。

Q. 漁港の耐震化にはどの程度の費用が必要なのか。

A. 現段階でははつきりしないが、調査結果が出てから、概算金額を見積もりたい。

【意見】

・耐震点検の基礎調査の結果が判明した時点で、議会にその内容を報告するとともに、早急に県等との情報共有を行なってほしい。

2. 反映状況

①反映あり

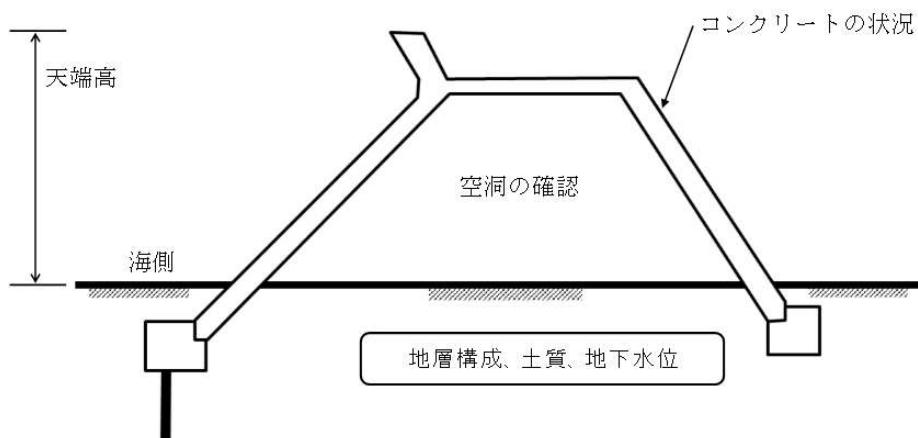
(議論の趣旨)

堤防耐震調査業務委託に係る予算が計上されていることから、①反映ありに分類することとした。

磯津漁港海岸及び楠漁港海岸保全施設長寿命化対策と耐震対策について

老朽化調査と耐震調査における調査ポイント

老朽化の調査では、天端高の確認をした後、コンクリート部材の状況、砂浜の浸食状況、堤体内部の空洞化の兆候などを調査し、施設の健全度を判定する。一方、耐震調査では堤体の安定性や地盤の液状化の判定により施設の危険度を評価する。



施設の健全度の評価

健全度	変状の程度
Aランク 要事後保全	施設に大きな変状が発生し、そのままで天端高や安定性が確保されないと、施設の防護機能に対して直接的に影響が出るほど施設を構成する部位・部材の性能低下が生じており、改良等の実施に関して適切に検討を行う必要がある。
Bランク 要予防保全	沈下やひび割れが生じているなど、施設の防護機能に対する影響につながる程度の変状が発生し、施設を構成する部位・部材の性能低下が生じており、修繕等の実施に関し適切に検討を行う必要がある。
Cランク 要監視	施設の防護機能に影響を及ぼすほどの変状は生じていないが、変状が進展する可能性があるため、監視が必要である。
Dランク 問題なし	変状が発生しておらず、施設の防護機能は当面低下しない。

調査により構造物の防護機能及び性能を適切に把握・評価し、構造物の劣化予測を行い、施設の更新が必要になる前に簡易な補修を行うことにより、施設の長寿命化を図る。また、年ごとの補修経費の増減が大きくならないよう費用の平準化を行い、ライフサイクルコストを縮減するよう補修計画を立て、計画的な維持管理を行う。

地震発生時の堤体の危険度の判定

耐震点検の基礎調査では、潮位、土質、設計震度、海底勾配、地盤の履歴などの資料調査に加え、現況調査を行い、地震時の堤体の安定性、地盤の液状化の判定、堤体の劣化度などから危険度を判定する。

(平成16年度実施三重県海岸保全施設等の耐震点検結果より)

危険度		
A	危険度 低	地震が発生した場合、防潮施設としての機能が確保できると想定される施設
B	危険度 中	地震が発生した場合、多少の変状はあるが防潮施設としての機能はほぼ確保されていると想定される施設
C	危険度 高	地震が発生した場合、防潮施設としての機能が確保できない可能性が高いと想定される施設

地盤の液状化の判定

地震が発生した場合に、堤体直下の地盤（砂）が液状化するか否かを簡易的に判定したもの。

判定	
A	液状化する可能性が低い
C	液状化する可能性が高い

○施設の老朽化調査と耐震調査は調査する項目が異なり、個別に行うことにより調査費用が大きく変わることはない。当初より、老朽化調査の結果から補修を行う箇所については、併せて耐震化工事をしていく計画であり、工事施工においても余分な経費が掛かることはない。

○既に策定した長寿命化計画に今回の耐震調査の結果を加味し、対策工事の計画を描いていく。

○海岸堤防の耐震化は、連続するすべての堤防で対策を講じることによって効果が発揮できるものであることから、隣接する三重県及び四日市市港管理組合所管の建設海岸・運輸海岸の耐震整備の状況も把握し、今回の調査結果も踏まえて整備に取り組んでいきたい。

四日市市議会提言シート

～当初予算案への反映状況について～

(令和2年2月定例月議会 予算常任委員会)

No. 8

事業名	救命救急センター（E R）について
事業概要	救命救急センター（E R）は救急の専門医2名を中心として研修医を配置するとともに、各科の医師がバックアップにあたる体制で運用がなされている。
決算額	
翌年度予算への提言	
<p>＜提言＞ 救命救急センター（E R）の体制充実について</p> <p>1. 体制の充実について</p> <p>市立四日市病院における救急専門医の確保については外的要因によるところが大きいが、設備増強による環境整備を図ることにより、先進医療への対応等、地域の拠点病院としての役割を果たすことはもとより、医師に選ばれる医療機関となるとともに院内における救急専門医の育成及び各科との連携についてもさらなる強化を図るべきである。</p> <p>2. 患者への情報提供について</p> <p>病院としての説明責任を果たすための情報開示のあり方について、調査・研究をすべきである。</p>	
<p>【当初予算案への反映状況 ／ 理事者からの報告】</p> <p>[市立四日市病院総務課]</p> <p>1. 体制の充実について</p> <p>E Rの医療環境の向上に向け、MR I装置更新費のほか、医師の救命救急に係る知識・技術の取得を目的とした研修への参加費、救急看護の強化に向けた認定看護師資格取得費を計上する。</p>	
<p>【令和2年度当初予算】</p> <p>(1)MR I装置更新 : 120,000千円 (前年度当初予算 : -) (2)救急講習会参加費用 : 1,000千円 (前年度当初予算 : 800千円) (3)認定看護師資格取得 : 1,200千円 (前年度当初予算 : -)</p>	
<p>2. 患者への情報提供について</p> <p>患者側へ説明する能力を向上させるため、外部研修や院内研修のための経費を計上する。</p>	

【令和2年度当初予算】

- (1) 外部研修受講料 : 350千円 (前年度当初予算 : ー)
(2) 院内研修 : 150千円 (前年度当初予算 : ー)

【当初予算案への反映状況 ／ 分科会での確認】

※当分科会において、取り組みの詳細について理事者に報告を求め、別紙3の資料が提出された。

1. 体制の充実について

1. 主な意見

【質疑応答】 (Q. 質疑 A. 答弁)

Q. 診断が難しい患者を研修医で対応する場合もあると考えるが、どのような体制としているのか。

A. 救急外来において完全な診断は難しいと考えるため、原則、翌日以降に専門外来、又はかかりつけ医を受診するように案内している。また、専門的な診療が緊急に必要な場合は、平日であれば各科専門医、休日・夜間であれば、内科系日当直医、小児科日当直医、産婦人科日当直医、ICU日当直医が診療する。緊急手術等さらなる診療が必要な場合は、各診療科の当番医を呼び出している。

Q. 救急専門医の確保が難しい主な理由を確認したい。

A. 全国的に救急専門医は絶対数が不足していることが主な理由と考える。

【意見】

・患者の負担や不安を軽減するため、救急外来と各診療科が連携を行い、即座に情報共有を図ることができる体制を検討すべきである。

2. 反映状況

③その他

(議論の趣旨)

具体的な事業費等として反映されにくい項目と判断されることから、③その他への分類とした。

2. 患者への情報提供について

1. 主な意見

【質疑応答】 (Q. 質疑 A. 答弁)

Q. 外部の専門家への意見書依頼時に、意見書を公表してよいか否かを確認できないのか。

A. 意見書を公表してよいか否かを確認する場合の影響を踏まえて検討したい。

Q. 患者側の期待に応えられるよう、意見書の公表を前提に依頼すべきではないのか。

A. 意見書作成は非常に専門性の高い医師に限られるため、公表が前提の場合には、依頼に応じてもらうことが非常に困難になると考えられる。

【意見】

・裁判例から、意見書の非公表は一定の妥当性が認められるが、患者側からすれば不信感を抱く原因になり得る。意見書依頼先の事情等を勘案しながら、市立四日市病院として可能な限りの情報開示がなされるよう引き続き調査・研究してほしい。

2. 反映状況

③その他

(議論の趣旨)

具体的な事業費等として反映されにくい項目と判断されることから、③その他への分類とした。

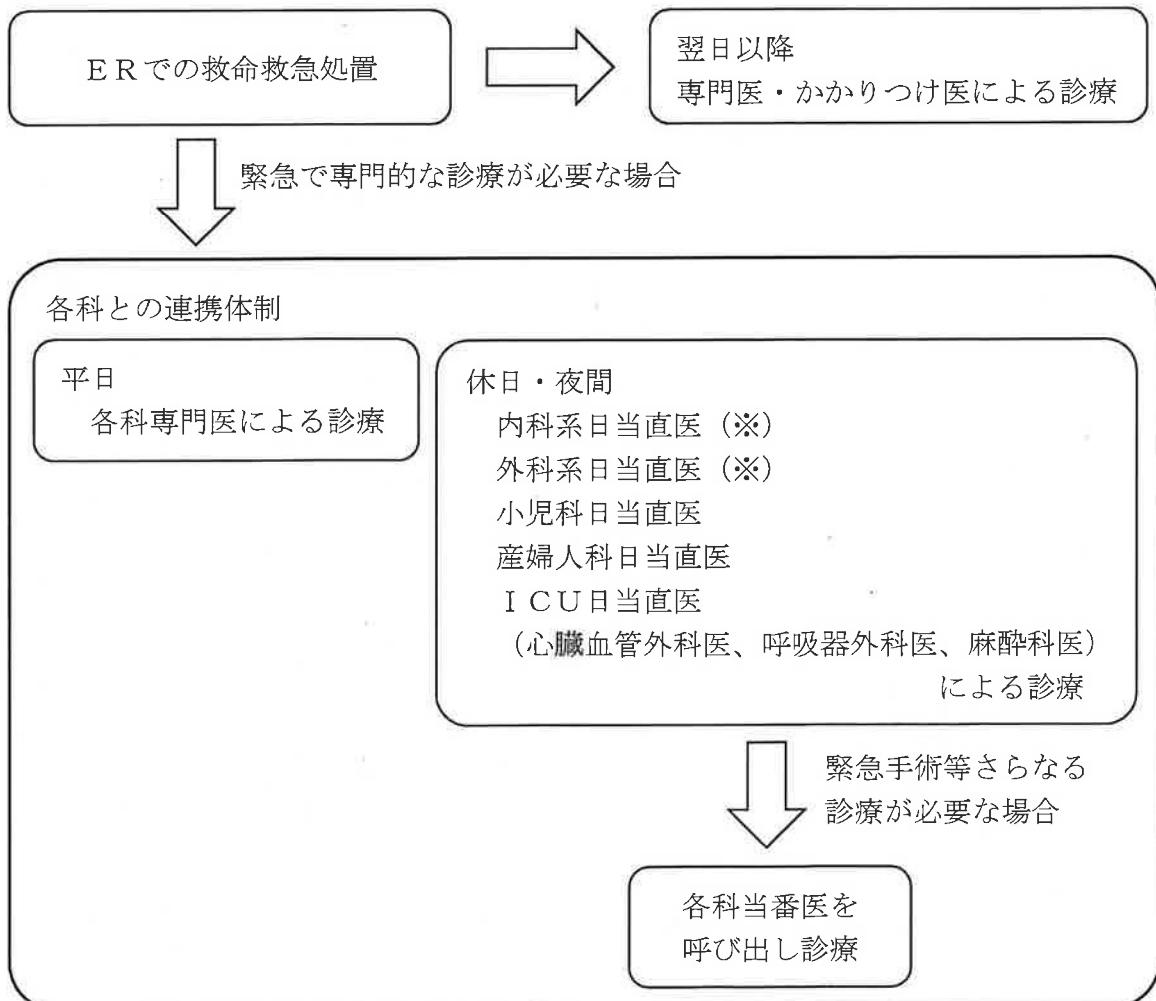
1 ERの体制と各診療科との連携

(1) ERの体制 (医師)

部 署	夜 間 (17:00-8:30)	休日の日中 (8:30-17:00)	平日の日中 (8:30-17:00)
救命救急センター	救急専門医・ 救急担当医 1人 研修医 2～3人	救急専門医・ 救急担当医 1人 研修医 4人	救急専門医・ 救急担当医 1～2人 研修医 2人
	(17:00-22:00) 研修医加配 2人		
病棟 (内科系) (※)	内科系医師 1人	内科系医師 1人	
病棟 (外科系) (※)	外科系医師 1人	外科系医師 1人	

(※) 病棟の日当直医師は、適宜救命救急センターをバックアップ

(2) 各診療科との連携体制



(3) ERと他の診療科等との連携強化

①画像に関して

ERや各診療科で撮影した画像読影については、担当医と放射線科医により実施しています。放射線科医は、患者の主訴とは関連のない他の疾病を疑う画像を発見する場合があり、その旨を読影レポートとして電子カルテに記載していますが、その読影レポートの中で重要な事項を担当医が確認することを徹底させるために、医療安全管理室が介入することとしました。

・介入内容

ア. 読影レポートの記載の中で、「経過観察、精査、チェック、がんの疑い、腫瘍の疑い」などの文言がある場合は、まず、医療安全管理室から担当医に画像確認をするよう依頼書を送付します。

イ. 画像確認依頼書を送付して一定期間後、読影の指摘事項に関連した診療記録の有無等を医療安全管理室が確認して、実施されていない場合は、医療安全管理室の職員が直接担当医に出向き対応を依頼します。

ウ. ER受診者が当院を定期的に受診している患者ではない場合は、医療安全管理室が介入し画像診断報告書とともに医療機関を受診することを促す通知文を簡易書留で受診者に送付します。

②肝炎に関して

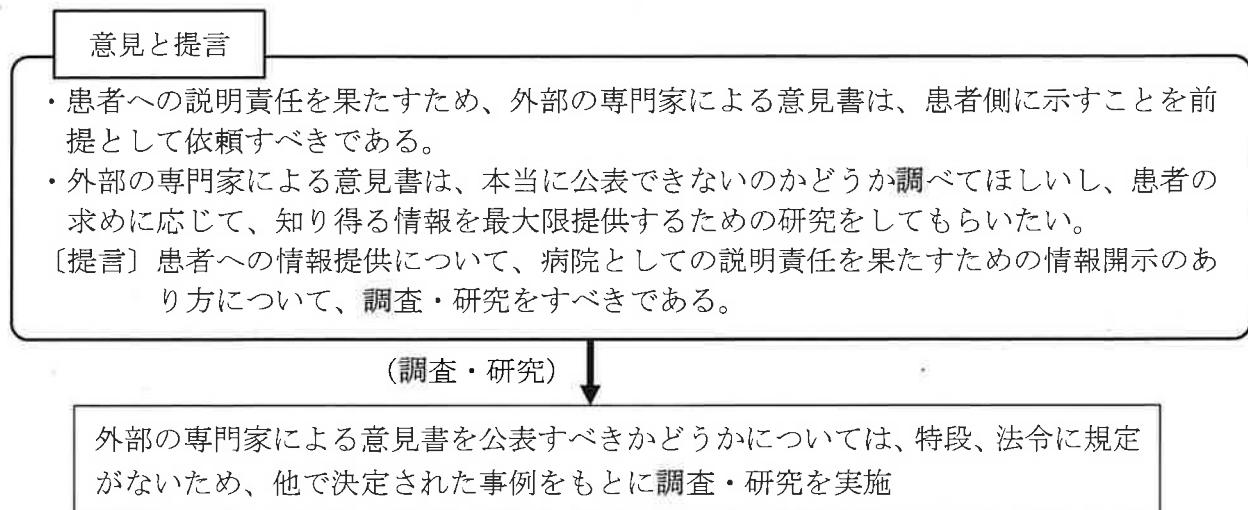
院内での感染の危険性を考慮して実施した受診時の感染症検査で、B型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルスが検出された受診者に関して、電子カルテ上に肝炎ウイルス検出患者である旨のメッセージが表示されるようにしました。

ER受診後、一定期間を経ても当該受診者が肝炎に対する診療等の履歴がない場合には、医療安全管理室から、当院の消化器内科等を受診することを促す通知文を簡易書留で送付することとしました。

2 情報開示のあり方に関する調査・研究

（1）調査・研究の経過

決算常任委員会産業生活分科会と決算常任委員会全体会において、外部の専門家の意見書に関し、当院では公表を前提とした依頼をしていないため、公表を差し控えていることについて、次のとおりの意見と提言をいただきましたので、下記のとおり調査・研究を行いました。



〔裁判例1〕

＜東京高等裁判所決定（平成23年5月17日）＞

医療機関での医療事故につき、第三者的立場の医師が非公表を前提に依頼を受け、事故原因、過失・因果関係の有無、再発防止策について意見を述べた報告書の提出義務が争点となつた事案

訴訟に報告書が提出されると、評価医は公表されることを前提として医療事故の原因や医療従事者の責任の有無という重い課題について意見を表明せざるを得ない以上、自由かつ率直な意見の表明に支障を来すこととなるおそれが十分に考えられ、そうなると早期に医療事故の原因を究明し、病院側の責任の有無を見定め、患者やその家族への対応方針を決めたり、再発防止策を検討することができるシステムが十分に機能しなくなり重大な不利益が生じると認め、全面的に提出義務を否定した。

〔裁判例2〕

＜最高裁判所決定（平成23年9月30日）＞

民事訴訟において、医療事故報告書が「文書提出命令」（所持者に対して裁判所に証拠書類の提出を命ずるように申し立てる制度）で、証拠書類の提出が免除される『専ら文書の所持者の利用に供する目的で作成された文書（以下「ある文書」という）』に、該当するかどうかが争点となつた事案

ある文書が、その作成目的、記載内容、これを現在の所持者が所持するに至るまでの経緯、その他の事情から判断して、専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されない文書であって、開示されると個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認められる場合には、特段の事情がない限り、当該文書は民事訴訟法220条4号ニ(※)所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たると解するのが相当である。

本件書類(医療事故報告書)は、形式的には事実の報告に当たる部分も含めて、一体として忌たんのない評価や意見を記載されることが予定されている文書であると認められるものであるから、開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあるということができるとされ、棄却された。

(※専ら文書の所持者の利用に供するための文書にあたる場合以外は提出を拒むことができない)

判断の視点

- 医療事故の原因や医療従事者の責任の有無という重い課題について率直な意見の表明に支障を来すこととなるおそれが考えられること
- 忌たんのない評価や意見を妨げてしまうおそれが考えられること

なお、近隣同規模市立病院(東海三県の500床以上の市立病院、8病院)に調査を実施しましたが、全ての病院において、専門家の意見書に関し氏名の記載を含めて患者や家族への公表を行っていないとの結果となりました。

(2) 情報開示に関する当院の考え方

情報開示に関する当院の考え方としては、東京高等裁判所及び最高裁判所で決定された視点を踏まえて検討した結果、次のような結論に至りました。

外部の専門家の意見書に関しては、例え医療紛争に至っていない事案であっても、専門知識に基づく判断が必要な複雑な事案の意見を依頼することになるため、外部の専門家を見つけることが困難になるおそれがあります。そのような中で、意見書が開示されるものであるとすると医療の専門家としての忌たんのない評価や意見を妨げてしまうおそれがあることから、氏名を含め専門家の意見書について情報開示をしない取扱いとしていきたいとの考えに至りました。

なお、このような当院の考え方について、調査・研究の過程で医療専門の弁護士に意見を求めたところ、裁判例にもあるとおり妥当な取扱いであるとの意見をいただいております。